

平成22年3月9日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	桑 原 允 彦
副 市 長	出 村 素 明
総 務 部 長	北 村 和 博
市 民 部 長	北 村 建 治
産 業 部 長	山 本 克 樹
建 設 環 境 部 長	北 御 門 敏 則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岩 田 輝 寛
企 画 課 長	藤 田 洋 一 郎
総 務 課 長	中 川 宏
財 政 課 長	迎 和 泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局長	田 中 一 枝
税 務 課 長	中 村 和 典
福 祉 事 務 所 長	峰 松 靖 規
保 険 健 康 課 長	打 上 俊 雄
農 林 水 産 課 長	森 田 利 明
商 工 観 光 課 長	松 浦 勉
まちなみ建設課長	平 石 和 弘
環 境 下 水 道 課 長	亀 井 初 男
水 道 課 長	福 岡 俊 剛
教 育 委 員 長	藤 家 恒 善
教 育 長	小 野 原 利 幸
教育次長兼教育総務課長	田 中 敏 男
生涯学習課長兼中央公民館長	谷 口 秀 男
同和对策課長兼生涯学習課参事	中 村 信 昭
農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 手 清 治
監 査 委 員	植 松 治 彦

平成22年3月9日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第9号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第10号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第11号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第12号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第13号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第14号 平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第15号 平成21年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第16号 平成21年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第17号 平成21年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第18号 字の区域の変更について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

お諮りします。議案第9号から議案第18号までの10議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第9号から議案第18号までの10議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第9号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案第9号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

おはようございます。議案第9号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は9ページから12ページでございますが、議案説明資料で御説明いたします。

議案説明資料の1ページをごらんください。

まず、提案理由ですが、国家公務員に準じ、超過勤務手当の支給割合の改定及び超勤代休時間の新設を行うため、本条例を提案するものでございます。

次に、大きな2の概要の(1)趣旨でございますが、特に長い超過勤務を強力に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、民間におきましては、時間外労働の割増賃金率の引き上げ等を内容とする労働基準法の一部改正が本年4月1日に施行されます。

これを踏まえて、超過勤務手当の支給割合の改定及び超勤代休時間の新設を行う人事院勧告がなされ、国家公務員においても4月1日から導入されることとなりましたので、本市においてもこれに準じて同様の規定を設けることをお願いするものでございます。

繰り返しになりますが、今回の労働基準法の一部改正、それから人事院勧告の目的は超過勤務の抑制にあり、それに準じ条例の改正をお願いいたしますものでございます。

次に、(2)の内容ですが、主な改正点は3点でございます。

1点目の改正が、超過勤務手当の支給割合の引き上げの改正でございます。

資料2ページの左下の表をごらんください。

具体的に今回の超過勤務手当の支給割合の引き上げ改正を図式にあらわしたものでございます。横線が1カ月の超過勤務時間で、縦線が超過勤務手当の支給割合です。その縦線に「125/100又は135/100の超過勤務手当」という表現がありますが、これは現行制度の超過勤務手当の支給割合でございます。

現行制度では、月60時間を超えても超えなくても深夜勤務——深夜勤務とは午後10時から午前10時（195ページで訂正）までの超過勤務をいいますが、その深夜勤務でない場合、週休日や祝日の勤務でない場合は、月額給料の時間単価に100分の125を掛けて算出します。つまり、25%の割り増しとなっています。また、週休日と国民の祝日に勤務した場合は100分の135を掛けて算出します。「又は135/100」とは、そのことをあらわしています。

この表を見ていただきますとわかりますように、今回お願いしております改正では、月の

超過勤務時間が60時間を超えた場合は100分の150に引き上げられる。つまり、25%または35%の割り増しが50%に引き上げられるというものでございます。

次に、2点目の改正でございますが、2ページの角のとれた長四角で囲んだところがあると思いますが、上から2つ目に、「超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて勤務することを要しない日又は時間を指定する仕組みを導入」とありますが、これは月の超過勤務時間が60時間を超えた場合に、25%などの支給割合の引き上げ分にかえて勤務することを要しない日、または時間を指定する、つまり、通常の勤務日に代休をとるという仕組みを導入するというものです。

月60時間を超えて超過勤務した場合は、現行制度の超過勤務手当によりましても、割り増しのふえる25%の割り増し支給を受けるか、代休の取得をとるか、今までのまま25%の割り増しの支給をとるか、それとも代休の休暇をとるか、2つの選択ができるようになったものでございます。この選択は、職員の希望を尊重して行うこととされています。

なお、この欄の2つ目の白丸にありますように、代休日を指定した場合でも現行制度の超過勤務手当の支給割合100分の125などの支給は必要となります。

右下の「具体例」と表現しているところをごらんください。

60時間を超えた分について代休をとろうとした場合の具体例を示しています。月に76時間超過勤務をした場合の例で、月60時間を超える16時間分の超過勤務手当の支給割合の引き上げ分25%の支給にかえて、勤務することを要しない時間を指定することも可能であるということですが、これはあくまで25%の割り増し分を代休にかえるということで、先ほど御説明いたしましたように、通常の100分の125分は超過勤務として取り扱われます。

ここの具体例でいう16時間分の超勤分に対して代休をとる場合ですが、これを勤務時間に換算すると16時間掛ける25%の割り増し分ですから、0.25を掛けて4時間の代替休を取得することができるということになります。

代休を取得できる単位は、1日または4時間、半日ということになりますので、最低でも76時間以上超勤しないと代替休はできないということになります。ですから、それほど実例はないのではないかと考えています。

なお、代替休を指定できる期間は、超勤が60時間を超えた月から2カ月以内となります。これまでは、割り増しが100分の125、または100分の135の場合で説明しましたが、深夜勤務の100分の150の割り増し分はそのままげたを履いた形で引き上げられますので、60時間に到達した時点で、それぞれ深夜勤務の場合は100分の150が100分の175というふうに、同じように25%増すということになります。

最後に、3点目の改正でございますが、資料1ページの(2)を再度ごらんください。

その4行目からですが、育児短時間勤務職員の超過勤務手当の改正でございます。

育児短時間勤務職員、これは小学校就学前の子を養育する職員が、例えば1日4時間勤務

とか、通常の勤務時間よりも短く勤務している場合です。この育児短時間勤務職員についても、通常の勤務時間の職員と同じく、1日の7時間45分までの範囲内は100分の100の支給割合で割り増しはないのですが、月60時間を超える超勤をした場合は100分の150に引き上げられる改正内容です。

育児短時間勤務をしている職員が月60時間を超える勤務をするかということ、現実にはあり得ないと考えますが、通常の勤務時間の職員の改正との均衡上、このような改正が必要となるものでございます。

以上が今回の改正の主な内容でございます。

次に、(3)の改正条例でございますが、議案第9号で改正をお願いする条例は3本でございます。

1つが、超過勤務が60時間を超えた場合の25%の割り増し回答のための鹿島市職員給与条例の改正、2つ目が、代替休を指定できる制度を新たに設けるために鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、そして、育児短時間勤務職員の月の超過勤務時間が60時間を超えた場合の割り増しの改定のため鹿島市職員の育児休業等に関する条例、この3本の条例の改正をお願いいたします。

そして、(4)の施行日等ですが、本年4月1日の施行日等とさせていただくものでございます。

資料の3ページから7ページに条例の新旧対照表をつけていますが、説明が重複いたしますので、新旧対照表による説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回提案されております条例改正について、そのものについてはもう当然のことだと理解をいたしておりますが、この件で関連してお尋ねをしたいと思います。

と申しますのは、今回の条例改正の趣旨が「超過勤務を強力に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため」というのが大きな改正の趣旨ということになっていると思います。

そういうことで私がお尋ねしますのは、先ほど超過勤務の実態の資料を出していただくということでお願いをしまして、資料を出していただきましたので、私の手元に今その資料がありますがね、これは20年度の資料になりますが、これを各課別に見ておきますと、これももちろん振りかえをとった分がありますが、課によっては振りかえのとり方が非常に低い課があるわけですね。例えば申し上げますと、税務課では、20年度は年間の累計が5,294に対して296で、6%振りかえですね。それから、みどり園なんかはわずか3%、振りかえが。

それから、都市建設課で6%、建設環境部調整室で4%、ずっと言えば切りがありませんが、一番多いところで30%とか二十数%、多いところで42%というところもありますが、そういう形でとられているわけですね。

20年度は今のような条例はなかったと思いますが、これが基本になりますので、これでお尋ねをしておりますが、つまりこれは、振りかえということは職員の人たちの希望によることもあると思いますが、職員の配置の状況によってとりたくてもとれない状況も大いにあると思います。これを見ておきますと、確かに人数が少ないなという課もあって少なくとられているわけですがね。

そういう面で、今後はこういう条例もさらに改まってできるわけですが、今、鹿島市としては財政再建の意味もあって定数削減がずっとなされているわけですが、こういう実態を見ますと、どんなにいい条例ができたにしても根本的な状況が、それができるような事態でないとおっしゃった条例も生きてこないんじゃないかというような心配もするわけですが、その点はどうなのでしょうかね。こういう問題で、前回のを見ながら各課の配置を考える、定数を考えるというような、そういうことも必要になってくるんじゃないかと思いますが、その点についてまずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

松尾議員にお答えする前に、先ほど深夜勤務を午後10時から午前10時と言ってしまったようです。正確には午後10時から午前5時でございます。済みません、訂正をさせていただきます。

御質問ですけれど、確かに時間外勤務があつて、基本的には鹿島市は、日曜日、祝日等に勤務した場合については振りかえを、休みをとっていただくということを基本としています。ここに、先ほど示されましたように、割合的に低いのは平日の勤務時間が多い場合です。平日は、今の制度の中では振りかえはありません。そういう状況ですので、そういう割合になっている部分もあると考えております。職員には、土日、祝日に勤務した場合、繰り返しになりますが、基本は休みをとってほしいということをお願いをしているところです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これまでは日曜、休日の場合において振りかえをとっているというようなことで、ただ、今回こういう条例が制定されますと、そういうことじゃなくて、やっぱり平日超過勤務したのについても、振りかえ休日を与えないと条例の趣旨に反するという面もあると思うんです

よね。

そういう面で、私も市役所に勤務をしていたことがあります、例えば、1つの仕事を1人でしていると、庶務的なのは特にそうですね。ちょっと休むからこれをしてくださいということで、ほかの人に言えない仕事だってあると、ついつい休まなくてはいけなくても休めないというような事態が、私自身も経験をしています、そういうのは大いにあると思いますし、最近は定数も減ってきておりますので、そういういろんな問題があると思いますが、そういう事態が起きるんじゃないか。だから、せつかく条例があってもとれない、無理をしなくちゃいけない事態が出ないとは言えないと思うんですよね。その辺はお考えになりませんか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

確かに今、市の仕事は専門化していると思います。その部分もあると思います。ですが、専門化しているからこそ、職員同士で連携し合うような形で手助けをしながら仕事をしているという状況も生まれていると思っています。

実際、60時間を超えている場合に今度は代替休がとれるという話になるわけですけど、実績といいますか、60時間を超えた例を見ますと、昨年度が、20年度が31件ございます。これがやはり4月期の税務課の課税事務、それから3月の保育所の入所とか、そういう何か特定の部分、まちなみ建設課の重伝建事務、国内でも初めてのカヤぶきに対する補助金申請とか、やはり特殊な場合に月の勤務時間がふえているという状況です。ですので、確かに60時間超えるときついと思いますが、今お互いに手助けしながらという形は市役所の中にあると考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市役所の状況というのはわかります。それから、手助けをしながらお互いがわかり合う仕事というのはあると思いますが、なかなか、もう皆さん方が直接されていて、そうできない分も非常にあると思います、現実的には。最近は特にファイリングなんというのができて、それぞれの仕事の様子というのが個々の分で保管しないからわかりやすくもなっている分もあると思いますね、資料一つにしても。私たちのころは自分の机の中に入れておりますから、簡単にはほかの人にはわからないというのもありましたから、今とは条件が変わった分もあると思いますが、それにしても仕事については、やっぱりそれぞれが責任を持って自

分がやっているとなかなかお隣の人にもお願いできない、わからないというものもあると思います。

わかりました。そういう状況ですから、いろいろあると思いますが、せっかくこういう、特に職員の人たちに休息の機会を与えるという、こういう重みのある改正趣旨ですから、これをやっぱり生かしていけるように、特殊だからみんなで頑張ってやっていきます、それじゃ済まないわけですよ。特殊なら特殊でやっていける体制をつくらないと、この趣旨に反してくる事態が生まれてくると思うんですよ。特別のだからどがんしゅうもあんもんやと、人間の体はそれに合いませんからね。だから、ぜひこのことについては今後どう対応していくのかと、人員の配置をね、忙しい場面にはどう対応していくかと、そういうのをやっぱり具体的にしながら、この趣旨を十分に生かせるような、そういうこれからの取り扱いをぜひやっていただきたいと思います。このことを申し上げたいと思いますが、何かありましたら、部長でもお答えください。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

確かに松尾議員が言われるように、今職員を減じております。私どもは毎年9月、10月ごろにかけまして業務量調査というのを行っております。来年度の人事異動に合わせて、その課がどういう仕事が新たに出てくるのか、また、ことしからどういう仕事が減るのかということで業務量調査を行っております。その業務量調査につきまして所属長に対して指示をしていることは、職員の意見を聞いて、それを総務課のほうに上げてほしいということで要望いたしております。今年度につきましては、各所属部課におきましては、職員の意見を反映した業務量調査が総務課のほうに上がってきております。

今回、来月、4月1日には人事異動の発令がありますけど、今回の人事異動につきまして、そういう業務量調査を幾らか反映した異動もできるということで考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひ形だけのものにならずに、それが生きたものとなるようお願いしたいと思いますが、特に特殊な事業が生まれるだけでなく、例えば税務課、税務課なんかは毎年同じような形で事務量がふえてきて、仕事量もふえてくると思いますが、税務課も6%ぐらいしかとれていませんが。それからみどり園、みどり園なんかは人、子供が相手ですから、ここで見ますとたった3%しかとれていないわけですね。それから、あとは建設環境部なんかちょっと低いようですが、こういうところに対する、常時そういう体制であるというふうなところはそれなりの、やっぱり今後体制を考えるということをぜひお願いして、今回改正される趣旨が

十分に生きるように、このことをお願いして終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

みどり園の振りかえの率がちょっと低いということですが、これは先ほど申しましたように、土日の勤務がほとんどありません。あるのが早朝と延長保育、そういうところが出てきていますので、振りかえという形にならないことで率が下がっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

お尋ねをいたします。

ちょっと複雑なわかりにくい改正になっておりますが、人事院勧告が出されて、その目的が超過勤務の抑制並びに職員の休養の機会を与えるというのがその理由となっておるわけなんですけど、国家公務員の改定については、人事院勧告が民間の実情を調べた上で均衡をとっていくと、あらゆる給与についてそういう扱いになっておるわけなんですけど、当市内の民間の実情がどうなっておるのかですね。当市内の民間とかけ離れても、また均衡を失するという議論も出てくるわけなんですけど、国全体としてはこうした流れなのかもわかりませんが、そこら辺が把握できていますか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

申しわけございませんが、市内の超過勤務の状況は把握しておりません。ただ、この労働基準法の改正が今年の4月1日から施行されたのは、60時間を超えるということが過労死の危険性が高まる水準であるということで労働基準法が改正されております。その辺は市の民間の場合も労働基準法を遵守していただく形になってくると思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

改正の趣旨がいい方向に改正をされるというような趣旨のようでございますので、それはそれとして、市内の民間の実情が今どいようになっているのか私自身もよくわかってはおりませんが、重立った事業所の実情なども少し調べていただいて、機会があればそういった

ものが波及できればという思いがあって、今ちょっとお尋ねをしたところです。調査をしてみてください。

それから、現在の当市の実情ですね、今ちょっと後の説明で松尾議員に答弁をされておりましたが、20年度段階で31件が60時間以上の超過勤務をされた職員の、これは延べ人数でしようけれども、該当した実績を報告されましたけど、もともと60時間を超える長い時間の超勤というのは、今言われたように課税期の税務課職員の皆さん、あるいは保育園の入所手続等で煩雑期ですね、そういったときということですけど、原因そのものはなくなるわけではないわけですね、超過勤務の要因というのは。そういうふうな現状の中で抑制効果を高めるということですけど、そういったことで超過勤務の原因がなくなるのに抑制効果が高まっていくのかなど、理屈上ですね、そういうふうな疑問も感じるんですけど、どういうことで抑制効果が高まっていくのか、また、当市の場合で31件の実績、現状ということですけど、そういうものがどの程度抑制をされる、来年度以降ですね、今度の4月以降1年間について、どの程度の抑制効果が出てくるというふうに推計をされておりますか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

時間外勤務の抑制効果、来年度がどうなのかという御質問ですが、その前に、鹿島市の超過勤務のここ10年の実態を御紹介したいと思います。

この10年で一番ピーク時が平成11年の4万2,906時間です。1人当たり155時間となっております。職員数が多い中でそういう4万2,000台という形です。21年の実績が2,343時間、職員数が減った中で1人当たり102時間という形で超過勤務時間が減っております。

これは、かなり職員数が減っている上で超過勤務が減っているという実情がございます。その理由は、これは推測にすぎませんが、パソコン等の事務機器の高度利用、職員の利用能力のアップがありますし、やはりこれが一つ大きかったのは、ファイリングシステムの導入、その辺があつてこういう形で時間外勤務が減ってきていると思います。ですから、今後も抑制するとなると、やはり事務機器の能力アップ、そういう形がやはり必要になってくるのではないかと考えております。もちろん、職員の頑張りもあつたと思っています。

以上です。（「単位ば間違うたよ」と呼ぶ者あり）ああ、済みません。単位を間違つたそうです。たびたびで済みません。21年は2万3,043時間です。（発言する者あり）済みません。21年は途中ですので、これは1月までの推計です。比べるとするならば、20年の2万8,041時間、1人当たり120時間という形です。申しわけございませんでした。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

単に国家公務員が改定したからやるということだけではないと思うんですけど、こうした条例改正をして、当市でどの程度の目的とする効果があるかわかれてくるのかというのは、ある程度は見込まれた上で説明をされたほうが説得力があるなという思いがいたしましたけど、それは今後の推移を見させていただくというよりほかはなさそうですが、それはそれで置きます。

あと、職員は約250人が正規の職員ですけど、そのほか嘱託職員とか臨時職員もいらっしゃるわけで、実際上は嘱託、臨時職員の非正規の職員の方については、そう60時間を超えるような残業の実情は余りないとは思いますが、制度上、そちらのほうも同じような形で適用するという考え方なのかどうなのか、そこら辺についてお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

嘱託職員とか臨時職員で、確かに月60時間を超える例というのは余りないと思いますが、基本である労働基準法がそういう形で規定されています。当然、嘱託職員さん、日々雇用職員さんたちにもこの条例改正が該当することになります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第10号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する

条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

それでは、議案第10号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は13ページから27ページですが、議案説明資料で御説明いたします。説明が少し長くなりますことを、あらかじめ御了承をお願い申し上げます。

議案説明資料8ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、今回の改正は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成20年12月に制定され、翌年の平成21年4月より施行されています。これを受けまして、今回改正をお願いいたすものでございまして、退職手当についての支給制限及び返納制度を設ける等、退職手当制度の一層の適正化を図るため、所要の改正を行いたく、この案を提案するものでございます。

まず、改正の趣旨ですが、大きな2の概要の(1)をごらんください。

改正の趣旨は、退職手当制度の一層の適正化を図り、公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に在職中懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部または一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限、返納等の制度を国家公務員退職手当法の改正に準じ、設けるものでございます。

資料の10ページに、今回の改正のフロー図を示していますので、まずこれで概要を説明いたします。

ここでは退職後に、職員が在職中であつたとき懲戒免職相当の非違があつた場合を前提としています。あくまで在職中のということになります。

一番上の矢印のところですが、退職金を支払った後にその不祥事が発覚したときは、現行制度では、その矢印の一番右側の括弧にありますように、禁錮以上の刑に処せられない限り返納させることができなかつたのですが、新たに設ける機関である退職手当審査会に諮問後、返納命令ができるということになります。

この退職手当審査会につきましては、後ほど詳しく説明いたしますが、この審査会は、このフロー図の「審査会への諮問」とあります。その下の括弧にありますように、懲戒免職相当の判断や一部支給・返納の額等について調査審議する機関でございます。

次に、真ん中の矢印の場合ですが、退職金を支払う前に事実が発覚した場合の例でございます。現行制度では、この場合は支給することになっておりますが、改正後は支払いを一たん差しとめて、審査会に諮問後、支給の制限ができるということになります。退職から支給までそれほど期間がありませんので、このケースは余りないのではないかと考えております。

一番下は在職中のこととなりますが、事件が発覚して懲戒処分を行う前に職員が死亡し退

職した場合は、現行制度では支給ですが、改正後は支払いを差しとめ、支給の制限ができるということになります。

今回改正をお願いしております条例の概要は、フロー図で御説明しましたように、大きくは、これまでは、例えば不祥事の発覚の前に退職していれば退職金の支給を受けられたものですが、退職後であっても在職中の不祥事が発覚した場合は退職金の支給制限や返還命令ができるように整備を行うものでございます。

資料の8ページへお戻りください。

(2)で、現行制度もこれは含めてです。現行制度も含め、今回の条例の一部改正の内容をまとめていますので、ごらんください。

まず、①の「懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限」ですが、懲戒免職等処分を受けて退職した者や禁錮により失職した者については、もともと退職金を支給しない規定がありましたが、この支給をしないという処分を行う機関として、新たに退職手当管理機関を設置しています。

この退職手当管理機関とは、職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関と規定しており、市長などの任命権者が退職手当の支給制限等の処分を行うこととしてあります。

次に、②の「退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限」ですが、アの場合が、退職手当を支給する前に不祥事が発覚した場合で、現行の(ア)の禁錮以上の刑の場合は支給しないことということに加えて(イ)の懲戒免職相当の処分を受けたときは全部または一部を支給しない処分ができるという規定です。

イについては、その職員が死亡により退職し、遺族に退職手当をまだ支払われていない場合も同様の取り扱いができるという規定です。

次に、③の「退職をした者の退職手当の返納」ですが、上の②の場合と違い、これは既に退職手当を支給した後のことになります。現行の規定では、9ページの(ア)の退職手当を支給した後、在職中の行為に関して禁錮以上の刑に処せられた場合のみ返納命令ができますが、今回の改正により、(イ)の懲戒免職処分相当と認められた場合についても返納命令ができる旨の規定になっています。ただし、この場合、次のイにありますように、退職の日から5年以内という事項を定めています。

次に、④をごらんください。「遺族の退職手当の返納」についてですが、これも新たに設けられた規定です。

この遺族の規定につきましては、資料11ページの条例の新旧対照表をごらんください。11ページの新旧対照表の第2条の2をごらんください。

ここで、遺族の範囲及び順位を、配偶者、子、父母などということで規定しています。

申しわけございません。再度9ページの④をごらんください。

死亡による退職をした者の遺族に対し退職手当が支給された後に懲戒免職相当とみなされ

た場合は、その遺族に対して退職の日から1年以内に限り、全部または一部の返納を命じることができる規定でございます。

次に、⑤の「退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付」ですが、遺族は規定がありました。それ以上の相続人、遺族も亡くなっているという場合の規定です。これも新たな規定でございます。退職金を受給した後、6カ月以内に返納の処分を受けることなく本人が死亡した場合や、本人の死亡による退職の場合の遺族が死亡したとき、この退職手当の受給者の相続人に対して、在職中の職員が懲戒免職相当の行為をしたことを理由に通知を出すことにより、それから6カ月以内に退職手当の額の全部または一部に相当する額を、今度は返納ではなく、相続人ということで納付という表現になりますが、納付を命ずる処分を行うことができる規定となっております。

次に、⑥の「退職手当審査会の設置」ですが、先ほどフロー図で説明しましたように、退職した者に対して、在職中に懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたとする処分を行うときは、この退職手当審査会に諮問しなければならないこととなります。

資料25ページの新旧対照表、第16条をごらんください。

第1項で、「退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、市長の附属機関として、鹿島市退職手当審査会を置く」と規定して、6項で、「退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、規則で定める」として、規則に委任しております。委員につきましては、既に設置している自治体等を見ますと、大体委員5人程度で、外部の学識経験者を有する者、法律などに詳しい方などが入っていらっしゃるようですが、そのような方を入れて任命するような規定になっております。

以上が一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正の内容等でございます。

申しわけありませんが、再度資料の9ページをお開きください。

一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正のほかに、退職手当について一般職の職員と同様の取り扱いを行うために3本の条例改正を、さらにそれらの改正に関連して1本の条例の改正をお願いしております。

9ページの3つの二重丸が並んでいると思いますが、それをごらんください。

1本目の第2条による改正が「鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」、2本目が第3条による改正で「鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」、3本目の第4条による改正が「特別職の退職手当に関する支給条例の一部改正」でございます。

先ほど申し上げましたように、いずれも退職手当について一般職の職員と同様の取り扱いを行うための一部改正でございますので、説明は省略させていただきます。

最後に、「鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改

正」でございますが、退職手当審査会を設置することに伴い、非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の中で退職手当審査会委員の報酬を定める必要がありますので、資料29ページに掲げています別表の中に、新たに退職手当審査会委員の報酬、日額5,000円を加えさせていただきます。

この条例改正は、退職手当の4つの条例改正に付随した形の条例改正になりますので、附則での改正をお願いしているところでございます。

以上が退職手当条例の主な改正内容でございます。今回お願いしています5本の条例の一部改正の改正規定を新旧対照表で追っていきますと、資料11ページから29ページまでということで非常にボリュームがあります。一部新旧対照表で御説明しましたが、主な改正点は、繰り返しになりますが、職員の退職後において不祥事が発覚した場合の取り扱い、それも退職金が支給される前と支給された後、職員が死亡した後の取り扱い等について定めたものがポイントでございます。

また、新旧対照表を見ていただきますとわかりますように、内容の改正ではなく、今回の改正案に合わせて現行の規定を整理し並びかえたものもございまして、改正内容はこれまで説明したものと重複しますので、その後の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

ここで、10分程度休憩します。11時から再開をいたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第3 議案第11号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3．議案第11号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第11号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の変更について御説明をいたします。

議案書の28ページをお願いいたします。

鹿島市の浄化センターは、処理施設2系列目を2本下水道事業団へ委託いたしました。このことについて、平成19年9月議会において議決をいただいております。また、この協定の予算につきましては、同年6月の議会におきまして債務負担行為の補正ということで議決をいただいております。その議決をいただいた議案について変更が生じたので、ここに提案をいたすものでございます。

その内容は、説明資料の30ページをお願いいたします。

この表は、当初と変更を対比いたしておりますけれども、協定の金額で656,000千円、これを463,690千円に変更いたすものです。

それから、協定の期間でございますが、平成19年度から平成22年度までとしておりましたけれども、1年繰り上げて平成19年度から平成21年度までということで変更をいたすものでございます。

この変更の要因でございますけれども、まず、事業費につきましては競争入札の結果だと思っております。また、期間の短縮でございますが、当初行いました建設工事が順調に仕上がりがりまして、あとの電気・機械関係の工事が前倒ししてできたことによると思っております。現在、現場のほうは完了をいたしております、作動確認をして最終的に引き渡しということになります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市公共下水道鹿島市浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第12号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

補正予算と議案説明資料に基づき説明をいたしますので、お手元に御準備ください。

議案書は29ページとなっております。

議案第12号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。

1ページをお開きください。今回の補正は、予算の総額に15,546千円を追加し、補正後の総額を12,508,369千円といたすものでございます。

2ページをお開きください。2ページから10ページまでは今回の補正の集計表でございます。説明は省略させていただきたいと思っております。

11ページをお開きください。第2表は継続費の補正でございます。

10款2項. 小学校費の鹿島小学校改築事業は、事業費の確定に伴いまして323,801千円の減額補正を行い、補正後の総額を505,699千円といたしております。21年度と22年度の年割額は、右のほうに掲げているとおりでございます。

10款4項. 社会教育費の伝統的建造物群保存地区対策事業も、事業費の確定に伴いまして8,243千円の減額補正を行い、補正後の総額を42,957千円といたしております。

12ページをお開きください。第3表は、諸般の事情で予算の一部を22年度へ繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

地域情報通信基盤整備事業以下13事業で、総額366,607千円を22年度へ繰り越して執行する予定といたしております。繰り越し理由等は、後だって御説明を申し上げます。

14ページをお開きください。第4表 債務負担行為の補正でございますが、桜まつり振興対策に係る委託料につきましては、3月下旬から4月上旬までの契約となり、会計年度が2

カ年にまたがるため、1,369千円を限度額として今回補正を行っております。

15ページは、地方債の補正でございます。

経営体育成基盤整備から広域営農団地農道整備事業の3事業、上のほうの3事業は県営事業の追加工事が実施されることに伴いまして、それぞれ増額補正を行っております。

道整備交付金事業は、事業の確定により、補正後、26,700千円といたしております。

漁村再生交付金、これは百貫漁港の改修事業でございますが、一部を国の交付金で対応するため、減額を行っております。

鹿島小学校改築事業と次の浜小学校耐震補強事業は、事業費の確定に伴う減と交付金へ一部を組み替えたことにより、減額補正をいたしております。

地域情報通信基盤整備事業は、交付金事業で事業の追加実施を行うため、補正後96,500千円と増額補正をいたしております。

防災基盤整備事業から現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業までの4事業は、事業費の確定による減額補正を行っております。

以上、12の事業で397,800千円を110,900千円減額いたしまして、補正後の限度額を286,900千円といたしております。

16ページをお開きください。16ページから19ページまでは今回の補正の事項別明細書でございますが、説明を省略させていただきたいと思っております。

20ページをお開きください。20ページから98ページまでは今回の補正の歳入歳出の内訳となっておりますが、内容の説明は別添の議案説明資料に基づき、後ほど御説明をいたします。

大きく飛びますが、99ページをお開きください。99ページから101ページは、一般会計の給与費の明細でございます。補正の中に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等を示しております。

続きまして、102ページをお開きください。このページは継続事業に関する調書でございます。

21年度から継続事業として実施いたしております鹿島小学校改築事業と伝統的建造物群保存地区対策事業の、本年度の支出見込みと来年度の支出予定額及び進捗率等を調書としてまとめたものでございます。

103ページをお開きください。債務負担行為に関する調書でございます。

これは、先ほど説明をいたしました桜まつり振興対策に係る委託料の部分でございます。

104ページは、地方債の現在高調書でございます。

右端の一番下の欄をごらんいただきたいと思います。9,357,052千円が今回の補正後の市債の残高ということになります。

それでは、内容の説明をいたしますので、別冊で用意をいたしております議案説明資料の32ページをお開きください。

32ページから34ページは、今回の補正の増減の比較表でございます。主なもののみ御説明をいたします。

32ページの13款ですね、国庫支出金が156,014千円、11.8%の大きな伸びとなっておりますが、これは国の経済対策として1次補正、2次補正で予算化をされ、今回、事業内容等が示されました公共投資臨時交付金及びきめ細かな臨時交付金を今回の補正で計上いたしたために、このような大きな伸びとなっているところでございます。

次に、35ページをお開きください。ここから、今回補正の歳入の概要について御説明を申し上げます。

まず、市税の補正見込みでございますが、ナンバーで申し上げますと、No.1の個人市民税は17,000千円の増、法人市民税は32,000千円の減、固定資産税は25,000千円の増、市たばこ税が12,000千円の減となっております。増減の理由につきましては、右側のほうの備考欄に掲げておるとおりでございますが、市内企業の収益悪化により、法人市民税が大きな落ち込みとなっているところでございます。

No.6の子育て応援特別手当交付金は、21年度分が支給停止ということになったために、29,700千円の全額を減額いたしております。

No.7の地域活性化・公共投資臨時交付金は、国の1次補正に伴うものでございますが、交付金の総額が今回示されましたので、今回79,186千円を新たに計上いたしております。

No.8の地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、国の2次補正に伴いまして新たな経済対策として創設をされたものでございまして、鹿島市への交付限度額が95,108千円ということで、その額を計上いたしております。

No.9の地域情報通信基盤整備推進交付金は、20年度の事業債に対する県からの補助金13,090千円を計上いたしております。

No.10の新型インフルエンザワクチン接種費用軽減事業補助金は、接種者の減少に伴う減額を行っております。

36ページをお開きください。

No.12の交通安全対策寄附金は、鹿島自動車学校校友会様から寄附金を300千円おいただきました。その寄附金300千円を今回計上させていただいております。

No.13及びNo.14につきましては、サマージャンボ、オータムジャンボの宝くじの収益金交付金が確定をいたしましたので、サマージャンボが20,369千円、オータムジャンボにつきましては6,089千円を計上いたしております。

37ページをごらんください。歳出の補正について、主なものを御説明申し上げます。

No.2の交通安全対策備品購入事業は、先ほど御説明をいたしました鹿島自動車学校校友会様からの寄附金の趣旨に沿って、交通安全対策の備品を購入するものでございます。

No.4の地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、先ほどこれも御説明いたしましたが、国の

2次補正に伴う事業費を計上いたしております。具体的な内容につきましては、別途説明をいたしたいと思っております。

No.5、公共施設建設基金積立は、後年度の施設整備に備え120,000千円を積み立てるものがございます。

No.6の減債基金積立は、歳入で御説明いたしました地域情報通信基盤整備事業に対する県の交付金を、今後の事業債の元金償還に合わせて取り崩す財源として積み立てるものがございます。

38ページをお開きください。

No.10の子育て応援特別手当支給事業は、国の事業収支に伴い、今までの事務費にかかった経費を除き、31,642千円の減額をいたすものがございます。

No.11の子ども手当システム改修事業は、22年度から始まります子ども手当支給に伴う電算システムの改修経費を5,066千円計上いたしております。

少し飛びますが、39ページのNo.18、県営広域営農団地農道整備事業、次の中山間地域総合整備事業及びNo.20の経営体育成基盤整備事業の3事業は、県の追加事業の実施に伴いまして、県工事負担金の増額分を今回補正いたしております。

No.21の中木庭ダム関連用地取得事業は、ダム関連用地として土地開発基金で購入していたものを一般会計で買い戻すもので、林道中木庭線ほかの購入資金として14,391千円を計上いたしております。

No.22の海苔養殖栄養塩低下緊急対策事業は、ノリ養殖に不可欠な栄養塩の急激な低下に対応するために実施されました施肥材の経費の一部助成を行うために17,000千円を計上いたしております。

No.24は、No.21で御説明いたしました事業と同様に、中木庭ダムの関連の用地取得がこれの市道の用地の買い戻しに充てるために、11,402千円を計上いたすものがございます。

40ページをお開きください。

No.31の、のごみふれあい楽習館多目的広場整備事業は、用地取得の関係で22年度へ事業を先送りしたために、7,000千円の減額を行っているものがございます。

41ページをごらんください。先ほどから説明しております地域活性化・公共投資臨時交付金の実施計画を掲げております。

この公共投資臨時交付金は、国の経済対策として6月議会で追加補正をして計上いたしました経済危機対策臨時交付金と同時に創設をされた交付金でございますが、市町村への配分が2月にずれ込んで発表されたため、今回の補正でお願いをいたすものがございます。

交付金の使途につきましては、建設地方債の対象事業に限るという規定がなされております。つまり起債事業が対象となり、交付金の予定額は総額79,186千円となっております。公共投資臨時交付金の事業実施の決定は既になされておりましたので、財源としては、まず市

債で計上いたし事業実施を行い、交付金の額が決定したことを受けまして、今回、交付金に財源組み替えを行っております。

交付金の充当先といたしましては、No.1で上げておりますように、地域情報基盤整備事業に27,000千円、漁村再生交付金事業に32,368千円、浜小学校体育館耐震補強事業に2,235千円、鹿島小学校改築事業に17,583千円、総額79,186千円を公共投資臨時交付金で充当いたしております。

次、42ページをお開きください。ここは、国の2次補正で新たに創設されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の実施計画をここに掲げております。

No.1から順次御説明をいたします。

まず、地域情報基盤整備事業につきましては、ケーブルテレビ網が未整備の大野地区、矢答地区など中山間地域の整備事業費に85,190千円、庁舎改修事業に9,100千円、排水機場機械設備点検事業に20,100千円、単独市道維持管理事業に60,000千円、小学校施設整備事業に44,800千円、生涯学習センター改修事業に4,500千円、総額223,690千円を新たに計上し、そのうち95,108千円をきめ細かな臨時交付金で充てることといたしております。

この補正予算作成後、同交付金の2次交付の情報もございますので、追加交付があった場合は財源組み替えで対応いたしたいと思っております。

備考欄に記載をいたしておりますとおり、6事業のすべてを22年度へ繰り越しをいたすこととしております。

43ページをごらんください。43ページは、3月の補正後の県工事負担金の一覧でございます。括弧書きがございますが、括弧書きは3月補正の額でございます、金額は内数となっております。

44ページをお開きください。翌年度へ事業を繰り越す繰越明許費の内訳と繰り越し理由の一覧でございます。

1番目の地域情報基盤整備事業、それから、次の庁舎改修事業、少し飛びますが、5番目の排水機場機械設備点検事業、10番の単独市道維持管理事業及び次ページ、12番の小学校施設整備事業、13番の生涯学習センター改修事業、以上6事業は先ほど御説明をいたしましたきめ細かな臨時交付金の対象事業でございます、今回の3月補正を行うもので、それぞれ事業費の全額を繰り越すものでございます。

3番の子ども手当システム整備事業は、電算システム改修に不測の日数を要したために5,066千円の繰り越し、4番の地域密着型サービス施設整備事業は、設計見直しに不測の日数を要したために26,250千円の繰り越しを行います。

6番の森林整備加速化・林業再生事業は、事業実施主体の公民館の解体、あるいは設計のおくれにより、事業費の一部の21,904千円を繰り越しを行うものでございます。

7番の漁村再生交付金事業は、測量調査に不測の日数を要したために、事業費のうち29,400

千円を繰り越すものでございます。

8の主要市道整備事業は、県工事として実施をされました盛り土工事に不測の日数を要したために、事業費のうち18,600千円を、9番の単独市道整備事業は、市道改良工事でN T T ケーブル移設に不測の日数を要したため、31,869千円を繰り越すものでございます。

11番の全国瞬時警報システム整備事業は、導入する製品開発のおくれにより、9,828千円を繰り越すものでございます。

全体では13事業、366,607千円を21年度から22年度へ繰り越すものでございます。

46ページをお開きください。市債の現在高の見込みでございます。

表の中の右から2番目の欄の一番下をごらんください。9,357,052千円とございますが、この数字が3月補正後の市債残高の見込み額となります。その右側の三角の509,767千円が前年度末からの減少額となっております。

47ページは基金の状況について記載をいたしておりますが、説明は省略をいたします。

以上で、議案第12号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

2点質疑をいたします。

まず、簡単なほうからですけど、ただいまの説明資料のほうの44ページの一番下にあります、番号でいきますと11番のところの消防費の全国瞬時情報システム整備事業、これについては9月議会で補正をされたんではないかと思いますが、これが繰越明許になる理由が、導入しようと予算は計上したけれども、製品開発のおくれで事業がまだできていなくて来年に繰り越すんだということなんですけど、新幹線のフリーゲージトレインじゃありませんが、物がまだできていないのに予算計上をしたということが理由になっておるようなんですけど、そこら辺はどういうふうに理解をすればいいか、ちょっと説明してください。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

J-A L E R Tにつきましては、全国一斉システムと情報システムということで、第1号機がJ-A L E R Tですね、1号機で実際始動をしたときに問題がありました。全国版でニュースになったと思いますけど、それで、2号機をつくるということでこの予算が考えられたんですが、その後、もう少し性能のいい3号機ということで今開発が進められております。これを全国的に導入したいということで、これはもう全国的にやむを得ず9月補正で予算計

上しておりますけれど、繰り越しをお願いする形になっております。J－ALERTⅢというやつの開発のおくれでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

事業を始めようとするときに物が不備で、やろうと思ったら不備で、全国的にということですので、全国の情報システムに入ろうかというんですから、当市の責任ではないにしても、予算計上はしたけど物が使えなかったという理由は、ちょっと説明のしにくいような話ですね。その後の2号機も余りよくなかったということで、3号機はいつできるのかもわかりませんが、それ待ちだということなんですけど、ちょっとこれはやばいというか、おかしいですよ。

じゃあ、3号機なるものがいつごろ、次年度の平成20年度中に正式に改良されたものがいつ完成をして当市で事業着工になるというような情報になっているんでしょうか。全国こういって市町村は待ったがかけられた状態になっておるわけでしょうからですね。ちょっとそこら辺は説明がしにくいですよ。

この間、チリで大きな地震があって津波情報も全国一斉に出たと、ああいうときに大いに役に立つシステムになるわけなんですけど、その直後に市民にはそういうシステムに入りますよという説明をしておるわけなんですけど、じゃあ、いつなのかという説明が今のところつかないわけでしょう。状況を教えてください。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議員申されますように、私たちも正直言ひまして困っております。消防庁からのスケジュールの通知によりますと、開発販売を6月以降ということで通知が参っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

来年の6月以降ということですので、6月になるのかね、（「来年度」と呼ぶ者あり）来年度なのでしょう。だから、ことしの6月以降ということでしょう。だから、早くて6月、遅ければいつなのかちょっとわかりませんが、消防庁もどういいう見通しを立ててされたのか、ちょっと消防庁の信頼が揺らぐような話になっておるわけなんですけど、そういった点では頑張ってくださいとしか言えんですね。6月以降、年末にはならないんでしょうけど、事業費そのものが幾らですかね、9,820千円か、というぐらいの事業費ですので、その事業、

工事そのものはそんなに時間がかかる問題ではないでしょうけれども、来年もまた繰越明許せにやいかんという話にはならないんでしょうけど、ちょっとそこら辺が奇異に感じたから質疑に緊急に取り上げたところです。もうよかです、これは。

次に、予算の説明書じゃないほうですね。本体のほうなんですけど、この11ページの鹿島小学校改築事業に、これにも大いに関連をしますけど、事業費が323,801千円補正をされておると。もともとの予算が829,500千円ですので、非常に補正の幅が大きいですね。この理由が落札率、入札した結果が予定価格よりも大幅に低価格で落札をされたというのが主要要因ということで今説明をされたと思いますけど、その前の議案でありました公共下水道事業についても、事業そのものが22年度までの予定が1年前倒しで完了すると、大変喜ばしい進捗状況の報告をなされましたけど、これもまたかなり多額の、これについても当初の予定が656,000千円を予定しておいた予算が192,000千円補正をして、事業費が最終的に463,000千円で済みそうだという見通しということでございまして、今日の公共事業の入札の結果というのは、落札率が予定価格よりもかなり低いところで落札をされているということが大変近年多くなっているような気がいたしております。これには、1つはやっぱり事業の発注量が少ないということで、業者側の入札参加意欲といいますか、落札意欲といいますか、そういうものが高まっている背景も当然あると思いますし、いま一つは、今日のデフレによる物価の下落等々も影響をしておると思うんですけど、こうした状態で今後も推移をするということになれば、予定価格それ自体を見直していかないと、役所の設計というとはこんなに高く設計しておるのかという、そういう批判も出てきそうな気がするんですけど、ここら辺の扱いについて、このような状態でずっといいのかどうなのか、そこら辺の判断はどのように行政としてしていらっしゃいますか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

予定価格を今後どのように位置づけていくかということは、ちょっと後で担当のほうから説明すると思いますが、まず、確かに今御指摘のように、入札減というものが発生しております。私は、これは競争原理が働いた結果だというふうにくくっております。

この競争入札というのは、御存じのように市民の税金を使うわけですが、できるだけ安価で、そして、ちゃんとした仕事をしてもらおうと。そういう中で競争を業者間でしていただいて、そして、一番安く入札した業者に発注をすると、こういうことですから、極めて合理的なシステムだというふうに思っております。

片方よく言われることが、業者育成という観点からそのことがどうなのかということではありますが、私はこの競争入札というシステムそのものに業者育成というものの要素を入れるべきではないと思っています。それは、業者育成というのは特に地元業者育成ですね、これ

はやはり重要です。産業の一部を担っていただいているわけですので。この業者育成というのはほかの政策的なもので業者育成をやるべきだと、この入札制度というシステムそのものとは切り離して考えるべきだと思っています。

業者育成というのは、いわゆる政策的に地元が発注できるものについてはできるだけ地元が発注をするという仕組み、これは、競争入札の原則は一般競争入札であると思います。しかし、やはり地元の業者を育成するという事で指名競争入札という仕組みをつくって、この方法を取り上げることによって地元の業者育成を行うということを行っているわけであり、まず、このことをちゃんと区別して議論をする必要があるというふうに思っています。

やはり入札減というものが今生じていますので、私どもにとって、つまり行政にとって、あるいは市民にとっては、ほかの事業とかサービスにこの分で回せるわけですので、ほかの事業、あるいは住民サービスが拡大されますので、そういう面においては非常に助かっているということになります。

この予定価格のあり方ですが、現状の積算単価というのは県のものを使っているというのですが、ちょっと担当のほうからその所見をまず申させますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

予定価格の見方が適正かと、住民から見た場合に高過ぎるんじゃないかというような御意見ですけれども、先ほど市長が申しあげましたように、予定価格を算定するに当たっては、基準単価というのは諸経費も含めて佐賀県が示した単価、歩掛かりを採用いたしておりますので、私どもの算定がよそと比べて高いのかと言われても、それには当たらないと。結果的に、競争の結果、そういう価格で落札をしたと、競争制の原理の結果、そういうふうに低い価格で落札ができたというふうに思っておりますので、予定価格そのものについて、決して高かったというふうには私たちは思っておりません。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

現行制度下で予定設計の積み上げをされて設計金額がはじき出されると、そして、市長の政策的判断といいますかね、市長の判断で予定価格が最終的に調整をされると。その制度それ自体に僕は疑問を唱えておるわけじゃございませんが、事実上の実勢価格がこれだけ低まった状態で公共事業の実際が推移をしておるといふ現状から考えれば、設計された金額とのギャップが2割も3割も、場合によっては半分近くもの価格で落札をされているという昨今の状態、昨今というのはこの数カ月じゃなくて、もうやっぱりここ三、四年の状況だろうと思います。

ということでありますので、当然これは土木工事に当たっては県の歩掛かり表とか単価表を利用されていますので、その見直しという問題が発生をしたいと思います。あるいはまた、それに載っていない単価ということになりますと、建設物価表などを利用してその単価が打ち込まれていると思いますが、建設物価表の単価というのが建築単価、建築用の資材、土木用の資材も含めて、かつての九十数%の落札率があった時代の単価と比べてどういうふうに推移を今してきているのか、そこら辺把握をしておられますか。例えば、金物が幾らで、セメントが幾らと、一つ一つ答えてくれとはここでは申しませんが、事業を担当されている部長、建設物価というのはどのくらい最近、このデフレ傾向の今日のプラス要因も含めて変化をしてきているというふうに見ておられますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの谷口議員の御質問でございますけれども、今、だれが答えるかということにもなるわけでしょうけれども、私のほうが土木関係のほうをずっとやってきておりますので、そういう見地から、今、我々が思っていることでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ここ数年は、人件費については下降ぎみにあります。ただ、物価そのものについては、物価表に関連していいますと、ほとんど横ばいという感じでございます。ただ、私たちが聞くところによりますと、土木工事よりも機械関係、電気関係、こういうものの具材関係については、先ほどもありましたように建設物価表で我々見ますけれども、それを見て業者のほうに見積もりを出しますと、やはり7割とか、そういう金額で見積もりが出てくるということですから、電気とか機械関係の部品関係については、今ある品物を早く出したいということでの価格が7割ぐらいになっているのかなというふうな見方をしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

もうここずっと入札減、これが頻繁に見受けられるということで、今の予定価格の積算そのものがどうなのかということでありますが、これはしかし、同じ競争入札をやっても九十何%で落ちているものもあるわけですね。先ほどのような理由で、だからといって、この予定価格そのものをもう一遍いじくってみたりというようなのは、逆にこれは業者の利益を圧迫することにもつながるんじゃないかと。やっぱりこれは今の予定価格の積算のままでやって、後は競争原理に任せるというほうがより自然な形ではないかというふうに思いますけど。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

この不景気、二番底ともささやかれている時代ですので、企業は倒産にあえぎ、大量失業の時代に入っているということです。とりあえずは会社の経理を改善させていく意味でも、仕事をとらざるを得ないと、そういう思いで入札に参加をされているという実情もあると思います。

だから、それがいきなり設計単価の見直しという話に僕は結びつけておるわけじゃございませんけど、これだけの差があるというのは、先ほど亀井課長は土木の分野で説明をされましたけど、人件費の下降傾向、あるいは在庫を抱えておる関係からそういう要因も出ているんじゃないかという説明もありましたけど、やっぱりそういうものは設計で反映をされるべきだろうと思うんですよね。

それは当然、土木の場合は先ほど言いますように、県の共通単価を適用していますので、鹿島だけがそれから数%引いて設計するというのは、これは不当なやり方になりますので、そこら辺はやっぱり時代の物価の浮き沈みにもう少し敏感に反応するような設計単価というものも研究をされるように、少し働きかけをされたらどうかなという思いがいたしております。

なおまた、今直ちにこういうことをお尋ねしても出てこないと思いますので、後で結構です。資料要求をして終わりたいと思いますが、この平成21年度の公共工事として発注をされた総事業件数と予定価格と、それから落札をした価格と、向こう5年ぐらいの数字は入札公表されておりますので、それは先ほどの話じゃありませんけど、パソコンで拾っていただいて、ひとつ資料として後から出していただければと思っております。

やっぱりこれだけ大きな落札減が出るというのは、本当に予算本体が大きく変わるぐらい影響を与えておると思います。そういった点で、その推移をちょっともう少し勉強してみたいという思いもありますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

なお、市長が当初答弁をされました、競争原理が働いた結果としてこういう結果になっておるということです。そういった点で、当市の財政面から見ると好結果に終わっておることですので、それは納税者の立場からは非常に好ましいことですので、何も私はそのことは否定もいたしませんし、業者育成というのを先ほど何という言葉で表現されましたですね、入札というか、落札率の維持だとか、高額維持とか、高い率で維持すること、そうした形で地元の業者育成という発想は、もう全くこれはナンセンスな話ですので、言われるように、地元の発注にもっと力を注ぐとか、そういった観点でもやっぱりちゃんとした地元育成の施策を今後も展開していただくようお願いを申し上げて、そのことには何ら異議はございませんので、承っておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

執行部、答弁はございませんか。資料要求が今ありましたけど。（「それはちゃんと資料

をそろえます」と呼ぶ者あり)

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時から再開をいたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第12号に対する質疑ありませんか。9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

何点か質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですけれども、今、いろいろと財政課長のほうから、るる説明があった中で、まず第1に、補正予算書の12号の15ページに地方債補正ということで、数点か説明をいただきましたけれども、大きくこの中で、浜小学校耐震補強事業ということで11,400千円上げられていますけれども、この耐震化補強事業というのは大体もうこれで終わりですか、するところがまだあるとですかね、その点どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

今の御質問は浜小学校の（発言する者あり）以外にということですか。

済みません、お答えします。

浜小学校以外にまだ耐震化率が、今回、鹿島小学校の北校舎の完成時点で60%ちょっとぐらいであります。だから、まだするところはたくさんございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今、60%程度ぐらいということで答弁ありましたけれども、これからじゃあ優先的にこの事業は進んでいくんじゃないかと思うんですけど、この点、この予算では、浜小学校のあれで載っていますけれども、そういう予定とかなんとかはずっと、計画は例えば、これは来年度の事業とか、22年度の新年度で質問すべき問題ですかね、それとも、何か計画があったらお願いしたいんですけど、そういうとがなかったらもういいです、今度のこの事業でですね。何せ60%ぐらいしか進んでいないという現状ですので、どうでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

お答えさせていただきます。

耐震化率が鹿島市が低いのは、古い建物が多いうことが1つ大きな原因でございます。

今後の耐震補強関係につきましては、これから予算等の関係もでございますので、23年度以降に実施計画等で計画をしていくということでございます、具体的には決まっておりません。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。また追って、後ほど、この件に関してはまた質問をしていきたいと思いません。

次に、49ページに、実は総務関係で失礼ですけれども、貸し出し用チャイルドシートの増額が掲げられていますけれども、今ずっと、鹿島小学校のほうから寄附事業でジュニアシートとか、パトライトの購入ということで、購入をされるような計画で予算計上されていますけれども、こちらのほうには、チャイルドシートということで増額で載っていますけど、もうこのチャイルドシートが、大体もうこの事業が始まってからもう5年以上になるんじゃないかと思えます。その中で、着実にこの備品を購入されていると思うんですけれども、その中で、その当時やったですか、何か月か貸し出されて、また、市のほうに返却された場合には、またそれを貸し出す感じになっているんじゃないかと思うんですけど、年数もたってくればやっぱり修理もしなきゃいけないし、いろいろそういうのもあるんじゃないんですけど、今の実情、現状は、今、チャイルドシートはどういうあれになっていますかね。これは、たしか新規で増額ですから買われると思うんですけど、この点をよろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

チャイルドシートについての御質問にお答えします。

チャイルドシートにつきましては、まず安全であるかということをお貸し出す時点で当然確認をします。これ、もうちょっと壊れかけている分について、計画的に入れかえを毎年しているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

1つ、前段階で質問すべきやったんですけど、大体今、その台数はどれくらいあるんですかね。それで、結局、少子化のほうにどんどん向かっていく中で、やっぱりこの台数はどんどんふえているわけですかね、その点、よかったらお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

済みません、手元にちょっと台数を記したのを持ってきておりませんが、貸し出しができないという状況ではありません。十分に足りております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

十分足りている状態ということで、多分、当初は借られる方が多分多かったんじゃないかと思うんですけど、若干、今の中川課長の答弁では、いろいろ五、六年たって、そういう中で古びたものが出てきたし、新しくそこで買い換えが出てきて生じて、ここに予算計上をされているんじゃないかと一応理解します。いいです、この件は。

次に行きます。60ページ、保険健康課のほうにお尋ねいたします。

今回、僕も一般質問で介護保険事業のあれで、特に地域包括支援センター、また予防事業のことで地域密着型、そういうことで質問をしてまいりましたけれども、ここの委託料の中で16,948千円という減額が生じていますけれども、かなりこれちょっと大きいなと思いましたので、これは多分杵藤のほうから予算が来て、その中で、実際に運用されて、ここに利用者との間にギャップが生じて、ここに出てきているんじゃないかと思ってしまうんですけど、その点、もう少し詳しくよろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

21年度の介護予防事業ですけど、予算総額では48,000千円程度です。今回、13,000千円程度減額ということで、結局、決算見込みでは34,000千円程度ということで、そういった内容になっています。

これは、認定を受けなくていいように、予防事業をやるのが趣旨でございます。人気の一般高齢者のデイサービス、これは生きがいデイサービスとかいうので、そういったものは非常に人気なんですけど、特定高齢者の方のデイサービスが不調で、これが5,000千円程度残っています。

それで、あと一般の老人クラブとか、そういったところに出向いて、勉強会をしてみるとか、そういった事業の予算総額では4,600千円程度準備をしておりましたが、これも実際はちょっと4,000千円程度予算が残るということです。

非常に、私どものPR不足も若干あるのかなという、ちょっと悩みの部分でもございます。昨年度も17,000千円程度減額を行っておりますので、ここはもう少しやり方を考えないとい

けないのかなということでもありますので、今申しました内容、予算総額は大体48,000千円程度のうち、13,000千円程度の事業を今年度、予算上は残ってしまったと、そういった状況になっております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

昨年度もこういう現象やったということで今、答弁をいただきました。特に、僕は老人クラブの研修会ですね、勉強会ですか、これが4,600千円組み込まれて600千円しか利用できなかったとか、それから、特定高齢者デイサービスの検討会、いろいろこういうのに使い切れなかったというのですか、こういうものに上げられて、ここに来ているんじゃないかと思えます。

これから、やっぱり考えるべき点はいっぱい出てくるんじゃないかと思うわけですよ。これをやっぱり、昨年度もこうやったということで、そのギャップが生じたというのはやっぱり周知徹底のことも1つ考えられると思いますけど、それから、これが有効に利用されていくことが、イコール生き生き老人、そこにもやっぱり僕はつながってくるんじゃないかと思うわけですよ。だから、これからの高齢者、一般質問で申しましたとおり、高齢人口が鹿島市も30%超す、また超えてくる現実はもう目の前に来ています。

そういう中で、このように有効にされるときに、十分精いっぱいするようにしていくことが、かえってまた、その医療費等にも、またそういう元気老人というか、元気で生き生きと長寿国日本と言われる中で、生き生きと元気老人になっていくことが、やっぱりまた保険健康課の方面でも、僕は役割じゃないかと思うんですけど、そういう面で、最終的に打上課長自身が今、考えている所見でもお伺いしてやめたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

最近の1つの傾向として顕著に言えるのが、高齢者の方も、何かをしますので集まってくださいというふうな募集のやり方とか、そういった事業展開というのは、行政側としては非常にやりやすいですね。行事をします、集まってください、健診をします、集まってください、デイサービスをします、集まってください、なかなか人間に集まってもらってやるのが非常に厳しいかなというふうに思っています。

それで、高齢者の方もいろいろな生きがいか、考えをお持ちの方が多いです。必ずしも集団の中で何かをやるというものばかりを望んでおられないかなという気がしますので、なるべく少人数とか、自分がこういうことをやりたいとか、また少人数でこういうことがやりたい。そういったものに、もう少し事業展開を持っていく方向が必要じゃないかなと思って

います。なかなか案内を差し上げても、やっぱり参加していただけないという、そういう状況がありますので、もう少し事業のあり方を、もう少し幅を広げて考えてみる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

高齢者の方にも意見等をお聞きしながら、こういうまた事業を、こういうことありますので、ぜひ、傾向性というのを課長言われましたので、そういうことを踏まえてよろしく願いしておきたいと思います。

最後に行きます。66ページ。

このがん検診について、特に女性特有のがん検診委託料で6,868千円減額になっております。これは、段階的に無料クーポン、その事業でなったんですけれども、そういう中でも、なかなか進んでいないのが現状と見受けられますけれども、大体今の現状でどれくらいぐらいのパーセンテージになっているでしょうかね、受診は。お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

この女性特有のがんにつきましては、昨年の9月議会で補正をお願いいたしました。いわゆる無料クーポン券の配付という形で、子宮頸がんと乳がんですね。全部で2,000人程度の該当者がございます。

現在、年度末で見込んでも30%ぐらいに受診がとどまるんじゃないかというふうに思っています。例年が20%程度と推計をしておりますので、10%程度の上積みにはなりましたが、私どもが意気込んでやった割には、受診率が伸びなかったというふうに思います。これは、未受診者にも御通知を2回、当初1回、クーポン券と一緒にですね。そして、未受診者の方にはもう1回通知を、これは予定していなかったんですけど、2回目の通知を差し上げました。それによって、1月、2月若干伸びているというふうに思いますけど、最終的にはやっぱり30%ぐらいにとどまるんじゃないかというふうに思っています。それに伴うこの減額補正でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

段階別に、これがもし詳細にわかたらお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

一応、本年度いっぱいのお事業でございますので、また最終的には報告をいたしますが、現在のところ——これはまだ中間ですので、昨年中の数字しかちょっと出ておりませんので、ちょっと数字的にはまだ294人しか、この時点ではありませんでした。内訳としては、乳がんの2方向の検診62人、乳がんの1方向が118人、子宮頸がんが114人、年齢でいいますと、乳がんが40歳から60歳まで、子宮頸がんが20歳から40歳までの5歳刻みということになっています。

最終的に、年度が終了しましたら、そのあたりは分析して、報告をしたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

2点ほどお伺いいたします。

説明資料の40ページ、中木庭ダムの周辺整備事業についてお尋ねをいたします。

補正のほうで16,378千円の減額になっておいて、説明には事業内容の見直しに伴う減額というふうに書いてあります。ここに、22年度から24年度の当市の実施計画書では、中木庭ダム周辺整備事業が来年から約170,000千円の事業の計画がなされておりますが、この時点で事業内容の見直しに伴う減額が出た理由としては、まずどういうことでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

中木庭ダム周辺整備事業についてのお尋ねであります。21年度は減額補正ということで、今回お願いしているわけですがけれども、この内容そのものはとんぼ池がございますけれども、ここにトイレを建築するという計画でありましたけれども、これを現段階では見合わせてやらなかったということでございます。

中木庭ダム周辺の整備につきましては、基本計画に基づきまして、18年度から24年度まで7カ年の計画で随時やることになっております。基本計画には、それぞれいろんなメニューがございますけれども、実施に当たりましては精査をやって、地元、それから、市の基本方針をかみ合わせまして実施をするということになっておりますので、今回のとんぼ池のトイレ建築につきましては、上のほうにあるトイレ、あれは20年度の予算で、工事そのものは21年度に繰り越しをいたしましたけれども、これが大きなトイレの建築をおかげさまで完了しておりますので、これらの利用状況、そういったことを対応しながら、今後は考えるとい

うことで、これを中止にいたしております。

内容といたしましては、以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

実施計画書のほうには、24年度にとんぼ池の公園のトイレ建築ということで書いてありますが、今、現状を見た中で、利用がどうなのかということをお勘案されて、24年度にどうするかということでは考えられていると思うんですが、とんぼ池、私も何度かあそこを通りますけど、下のほうのあそこの池の駐車場に、車がやはり余りとまっているのを見たことがありません。そういうことで、あそこの利用がどうも余りかんばしくないというような私も気がいたしておりますし、この計画書の中には、24年度に書いてありますので、今年度一応見合わせて中止ということなのか、先送りということなのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

今、実施計画書をちょっとここに持ってきてないんですけども、先ほど申しましたように、18年度から24年度までを中木庭ダム周辺整備事業ということで、事業期間を設定いたしております。それで、21年度にとんぼ池のトイレ、これを見送ったということは、最終年度が24年度ですから、一応その年度に持ってきておるということであります。

これも、先ほど申し上げましたように、24年度におきまして、そのトイレが必要であるかどうか、必要性、それから整備の効果、そういった上のほうのトイレと全体的な施設の、それから来客ですね。今、議員申されましたように、あそこのとんぼ池のところへのお客様ですかね、余り見かけられないと言われましたけれども、現在、植栽等もやっておりますから、それらのあとの3年後あたりの全体的な整備の状況等を、そこらあたりを見ながら、見合わせておるということであります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

この中木庭ダムの周辺整備事業、鹿島市の新しい観光の今後の目玉として、ぜひ私たちも期待をするところでありますし、利用状況はどうなっているかということをお勘案しながら、トイレの整備等も進めんといかんというふうに思いますが、やはりいま一つ、何かあそこに人が集まってくるというような状況が余り見えてこないものですから、そういうふうなこともお勘案されて、今後計画の遂行に当たっていただきたいというふうに思います。よろし

くお願いいたします。

それともう1点ですね、説明資料の44ページの鹿島市一般会計の繰越明許費のことについてお伺いしますが、今度新たに地域活性化・きめ細かな臨時交付金対象事業については、今回、3月補正で上げられておりますが、このことについては、3月ということで次年度への繰り越しということはわかるんですが、その他の事業で結構不測の日数を要したりとかいうことでありますし、21年度は国の経済対策で、いろんな事業が新たに発生をいたしました。そういうことで、各課において、今までの仕事量にも増して、新たに設計をしたりとか、申請書類をつくったりとか、そういうのに追われたということもあると思います。

各課の状況わかりませんが、そういう申請の手続等のおくれによって、次年度へ繰り越したというような事例はないでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

だれが答えたらいいのかと思いながら手を挙げましたが、全体的なことでお尋ねですので、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

私のほうからお答えするというのは、今度の補正予算のヒアリングをした中で、いろいろな案件、要件がございまして、いろいろな理由で繰り越しということとなっております。

具体的には申し上げませんが、今度のいろいろな緊急対策事業、国の交付金の事業がございました。これには、午前中、市長のほうからもありましたように、職員はそれに対しては頑張っ、なるべく終わるようにということで、それを努めたところでございます。

そういうことで、人間が足らなかったからとか、そういうことの理由で間に合わなかったということは、私たちの段階では聞いておりませんし、そういうことで処理をしているものということで思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

市の職員さんが一生懸命努力をしてくださっているということは十分わかっておりますし、認めております。緊急性のあるような事業は、速やかに進めばいいかんでしょうし、なるべく市民の要望もそれなりにありますので、どの事業がどうということはここでは申し上げませんが、皆さん方の仕事量もふえます関係で、そういう不測の事態が発生した場合には、課のほうで協力し合いながら、できれば一年でも早く事業が進むようお願いしたいと思っておりますし、そういうことでなかったら、私の思い違いかもしれませんが、お許しを願いたいと

思います。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

何点かお尋ねしたいと思いますが、音響は大丈夫でしょうか。先ほど大分、苦情をいただきましたので。

まず、歳入でページに沿っていきたいと思いますが、歳入の市税で固定資産税、これが25,000千円の増額になっていますが、説明書で償却資産の増ということで載っていますが、具体的にどういうことなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

今回、固定資産税の25,000千円の増額の内容でございますが、今、議員から質問のとおり、固定資産の中には土地と家屋と償却資産という3つの課税客体がございます。それで、土地につきましては、今の地価の下落という状況の中で、今回、減額をいたしておりますが、家屋につきましては、新增築の家屋の増加ということで、今回、1,826千円の増額をいたしております。

それから、今質問がございました償却資産の増でございますが、これにつきましては設備投資による増という形で、細かい内容についてはまだ把握をいたしておりませんが、今回、32,864千円の増額ということで補正をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃあ、次に移ります。

36ページの商工費県補助金で、緊急雇用創出事業交付金が減額になっていますね、3,926千円。今の状況の中で、何で減額になっているのか、その辺を御説明ください。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

お答えいたします。

緊急雇用創出事業の交付金の減につきましてですけれども、これはいろんなところで緊急雇用を採用していただいておりますけれども、自己都合によって人件費等が、途中でやめ

られたとか、そういうことでの最終的な結果による減でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

結局、この制度を利用して取り組まれていたけど、そこに採用された人たちの都合などでやめられて、そういう結果になったと理解していいのでしょうか。ということですが、ということになりますと、まだ雇用をしてもらいたいという人いっぱいあるわけですけどね。そういうのになりますと、さらに、そういうのを利用しながら、一人でも多くの人たちが働けるようなことが、それを利用しながらできないのかどうかですね。ちょっと今の時期にもつたいないなという気がしますのでお尋ねをしますが、その辺どうなんですか、制度的にできないのか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

緊急雇用につきましては、各課からいろんな報告を受けておりますけれども、やはり採用を一応、ハローワークを通じて行っております。その結果、途中でやめられたからといって、また再募集するというふうな体系は今回、とらない状況でありました。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。制度としては、そういうことということですが、1つは採用、就労をして、就労条件その他のいろんな問題もあるようですね、今のところですね。その辺はこれからの課題だと思います。せっかくこういう制度があるにもかかわらず、十分に使えないで残さなくちゃいけない、また、さらには働きたい人がまだいるのに利用できないというような、もっと生きたものになしていかななくちゃいけないんじゃないかなと思います。

次に行きます。44ページ、雑入ですが、ここで市町村振興宝くじの収益金の交付金が来ますが、たばこ税もそうですが、具体的に鹿島で買った分がどういう形で来るのかなと思います。具体的にはどういう条件で、どのような金額が来るんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

市町村振興宝くじの関係の年間での売上額の一定割合につきまして、都道府県のほうに交付があります。その都道府県に交付があったものを県、それから市町村に配分をしていくというような形の交付金となっております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、これはたばこ税と違って、鹿島で売れた分の幾らと来るんじゃないなくて、都道府県に配分された分から県が配分するというふうを考えるんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

県のほうに参りまして、それを市町村に分配する場合に、これはもう基本的に均等割と人口割という形の中で配分が来ております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。鹿島で買った分なら、皆さんに今ここで、鹿島で買うてくださいと呼びかけようと思いましたが、そういうことじゃないようですね、人口割だそうですね、わかりました。

では、次に行きたいと思います。

60ページ、民生費ですが、ここで委託料の介護予防事業委託料というのが大幅に減額をしています、13,609千円。事業の内容で大幅と言えるのかどうか私はよくわかりませんが、これはどういう理由なんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

今の内容につきましては、先ほどの水頭議員と同じ質問でございますが、これは予算総額で48,000千円です。それで実際の決算見込みとしては大体34,000千円で、いわゆる要介護、要支援を未然に認定を防ぐための事業でございます。

実態把握とか、あとはデイサービス、訪問介護、愛のひと声運動、あと老人クラブとか、勉強会、そういったものを実施する事業でございます。

財源としては、介護保険事業所より配分がございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

済みません、ずっとチェックしとったもんで、順番に言っておりましたので申しわけありません。

62ページです。これも民生費ですね。母子家庭高等技術訓練促進費給付金というのがありますね。これは減額をなされていますが、具体的にこれが実際にどれぐらい実用化されているのか、そして、減額されているわけですが、どういう状況なのか、具体的にお答えください。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

松尾議員の御質問にお答えいたします。

これは母子自立支援教育訓練給付費ということで、母子の母親のほうがいろいろな訓練のために、例えば、看護師の資格を取るとかいうときに、その訓練のための費用を給付するものであります。

この減につきましては、予定しておりました人数よりか申し込みが少なかったということで減ということになっておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、就労場所が非常にないというようなことなどもあって、いろんな技術訓練を受けたいと思う人たちがいらっしゃるわけですが、やっぱり大きな問題というのは、その訓練を受けても、受けた後の就労ができないというようなことが大きな問題になっている部分もあると思うんですよね、せっかく訓練受けても。それよりもその訓練を受けて技術を身につけるのはいいけれども、後がだめだから、今あるところをパートでやっても、賃金は安くても、そこにしがみついとかと、やっぱり後がだめになるというようなのが結構あるんですよね。

だから、そういうところで行政のほうで後の就労保証まで何とかなるような体制をとるべきでしようが、なかなかないわけですね。

そういうことで、私はせっかくあっても、申し込み手が少ないんじゃないかと思うんですよね。だから、せっかくこういう制度をつくったけど、具体的にそれが十分に活用できない理由が担当課としてはどこにあるとお思いになるんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

大体訓練を受けるためには、やっぱり相当期間あります。訓練を受けて、それを生かすための就労ということがいいわけですが、どうしてもやっぱりその訓練を受けるだけの

期間ができるかどうか。日常的に生活をやっぱりしていかなといかんもんで、そことのやっぱり並べ比べ等があると思うもので、なかなか、制度的にはありますけれども、もうひとつこれに応募なされていないのではないかなというようなことを考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かに、訓練期間が長いというのもあると思いますが、例えば、どんなに訓練にかかっても、あとちゃんとした安定した職があるということになれば、それは乗り越えることができる条件だと思うんですね。ここで、これをどうということないわけですが、せっかくこういう制度がありますので、生かせるような後の体制も、行政としてやっぱり考えていくことが重要じゃないかと思います。

次に移ります。65ページです。

65ページの委託料、インフルエンザ予防接種委託料がありますがね、ここでも減額補正をされておりますが、大体全体に対象になるべきだろうと思う人たちの何%ぐらい、インフルエンザの予防接種を受けたんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

この事業につきましては、市民の方の中で生活保護を受けている方、住民税の非課税の方のインフルエンザワクチンの無料接種を行うという、そういった事業でございました。

当初、私どもが思っておりますのが、大体4,000人の2回接種というふうに考えておりました。それで、現在、決算見込みとしては、このうちの大体4分の1の方、1,000人程度がワクチン接種を受けられるというふうに見込んでおります。

原因としては、流行のピークに、まずワクチンが間に合わなかったこと。それと、十分にワクチンが供給されました2月になってからは、もう大方終息の方向ということですね。そして、弱毒性ということで、感染しても重症化しない、蔓延した後だったので、ちょっともう予防接種の必要性を余り感じられなかった、そういうふうな感じで、当初の目標の大体4分の1の方が接種をされたという、そういう状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移りたいと思います。

農林水産業費ですね、農業振興費などをずっと見ますと、ほとんど減額の状況になってい

ますね。例えば、農業振興費の負担金補助及び交付金など、強い農業づくり交付金事業補助金（農産対策）ということで上がっていますが、16,716千円の減額とか、ずっとそういう形で減額されておりますが、これはどうですか、大体的見込みといいますか、それとももう、そういうのを負担金をいただいてしてもどうしようもないというような状況の中で、そういう予算が使えないという事態になっているのかどうかですね。その辺の状況はどうなんでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

まず、具体的に今言われました農業振興費の負担金補助及び交付金の中の強い農業づくり交付金事業補助金が16,716千円減額されております。この主な理由ですけれども、事業の取り下げが2件、それと、カントリーエレベーターに色彩選別機を入れましたけれども、その入札結果によって減額をいたしております。

それから、全体的なことなんですけれども、減額されている分につきましては、ほとんどが事業費の確定です。それと、今、言いました事業の取り下げとか、別の事業に乗りかえたとか、そういう事業が主でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

入札減とか、いろんな減というのは理解できますがね。せつかくのこういう制度があるにもかかわらず、事業の取り下げというのが今、報告なされましたよね。ということは、結局そういう財政的な援助の制度その他があっても、事業をやってもやっていけない、後がね。農業経営がやっていけないという形での取り下げなのかどうかですね。その辺は取り下げをしなくてはいけなかった理由、ほかのに変わったというのもおっしゃいましたが、そうじゃなくて、純粹に取り下げもあったと思いますがね。そういうのはどうなんでしょうかね、今の状況として。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

先ほど申しましたとおり、ほかの事業の乗りかえ、それと、その事業主体の方のいろんな都合により、当初は計画をされておりましたけれども、取り下げたというのが主な理由でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

取り下げをされたという中で、その方の都合でということですがね。

問題は、ただ単なる都合なのか。そういうせっかくの事業をやっても、やっぱり今の状況の中では、それだけのことをやっても、後の経営がやっていけないというような事情があるのかどうか、私はその辺を知りたいんですよ。というのは、いつもここで私は農業をやっていくに当たって、鹿島市は国の制度そのものでやっていっているじゃないかということもいつも言ってきていると思いますがね。これがそうということじゃないですが、せっかくそういう制度があるなら、それを利用しながら、それを生かして、より豊かに農業経営が少しでも進んでいくような形になるということなら、だれでも手を出してくれると思うんですよ、大変でもね。

しかし、それができない、都合で取り下げなくちゃいけなくなったというのが、後の経営にかかっていることなのか、それとも、単純に、そこの農家の状況によって取り下げられたのかと、その辺を私は知りたかったわけですね。じゃあそういうことで、せっかくやってもやっていけないようなのを一生懸命していかんといかんような今の農業情勢をどうやっていけばいいかという、そういう大きな問題も残されてくると思いますがね。その辺、具体的にわかるようでしたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

それでは、私のほうからお答えをいたします。

確かに、今、農業情勢、1次産業の情勢というのは厳しいと思います。今、ずっと課長がお答えしているのは、個人じゃないんですね。1つだけちょっと申し上げますが、これは営農組合単位で一番初め、予算を組むころに、JAさんと話をし、営農組合単位ぐらいでこれをやろうというふうな要望があったものですから、当初テーブルに上げて予算をお願いしとったところ、営農組合で協議をされて、ちょっと来年度に回そうかというふうなこと、そういうことが大体主要な要因のようでございます。

確かにおっしゃるとおり、厳しさは当然ながらあると思いますが、今回の補正は、そういったものを生むというふうなところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、今のはわかりましたが、いずれにせよ、団体であろうとなんであろうと、せっかくそういうゆとりある財政的なのがあれば、それやっぱり十分に利用できるような、そういう

体制をつくらんといかんし、それをありがたくもらって、よりいい経営ができるような、そういう農業情勢を早くつくるのが大事だなということを感じております。

次に行きます。

次に、これは教育費ですが、小学校、中学校両方合わせてですが、このことは私も同じことを何度も何度も発言をしておりますし、教育長も同じことを何度も何度も答弁していただいている問題ですが、就学援助金の問題ですね。

特に今、いよいよ入学前になりまして、学校の入学の準備が始まっています、子供たちを持つ家庭はですね。そういう中で、私はもう同じことなんです、ぜひ、何とかここんところを解決していただかないと、せっかくの制度が生かされないと思うんですが、実は就学援助金は、入学の支度金だとかいろんなのが出るわけですね。ところが、これは実際に支払った後しか出ない、実績払いというか、そういう形になっているわけですが、実は、最近、中学校に今度入る子供さんを持つお母さんとお話をしましたら、制服、それから体操服代その他を計算して約73千円、それから、かばんとかその他もろもろ、どうしても必要なものをまたプラスせんといかんと。その方は、学校から遠いので、交通機関を使わんといかんわけですが、残念ながらその方は交通費の補助が出るどころじゃないと。どうしても自転車を買わんといかん。その自転車も40千円ぐらいとおっしゃったですかね。それで、40千円もせんで6千円か幾らであろうもんで言うたら、いいやって、自転車屋さんの、そがんとに乗っつぎ、学校でいろいろ言われんしゃっけんが、やっぱりこんくらいば買わんばいかんてやったというような、本当笑い話みたいで笑い話じゃないんですよ、事実ね。

だから、私はその方には、子供さんにはちゃんとうちはこんだけしかないけん、この自転車で役立つからというお話をしながら、それも教育の一環だし、そういうことで子供にもお願いをせんといかんのやないねとは言いましたが、自転車はそれでよいとしましても、学校の準備をするのに、やっぱりすべてしたら、100千円とまではいきませんが要るんですよ。

母子家庭で、今、特に仕事にもつかれていない、それをどうしようかということで、非常に今、頭を痛められているところに出くわしたわけですが、これも教育委員会のほうでは一応出しとってください、それから、就学援助金が決まって、出てからというふうなお話になっているみたいですね。しかし、お金がないから、やれないから就学援助制度を受けなくちゃいけないという状況なんですよ。ところが、前もって出してくださいということになりますと、その方の場合は特に今、仕事ないわけで、どうせんといかんかという、銀行から借りんといかんですね。ところが、銀行は貸してくれません。じゃあどうするかという、駆け込みのサラ金ですよ。そういう状況になるんですよ。ですから、私はぜひこの機会、何とか、今度入学する子供たちを安心して学校に進学させることができるような対応をしていただきたい、そう思うんですよ。

普通なら子供が中学校に上がるという喜びでいっぱいですよ、親は。ところが、喜ぶ暇

ないんですよ。その方も本当に眠れないような毎日過ごされているんですよ。

これまでも、修学旅行費の問題で、何度も何度も教育長とお話ししましたが、それもやっぱり一応出しかんといかんというような、そういう状況です。本当おかしいんじゃないでしょうか。お金がないからこそ、それをお願いしているわけですからね。

だから、この就学援助制度の取り扱いの方法、それを前もってお金やれないなら、それが出ることがわかっているわけですから、そういう払いを後に回していただく対応を市のほうがちゃんとして、取り組んでもらうというようなことをしていただかないと、本当にもう中学校行かんでいっちょけと親は言いたくなる。これは中学校だけじゃありません。小学生を持つ子供たちの家庭もそうです。

そういう状況ですが、いかがでしょうか教育長、これも何度も同じお答えをいただいておりますが、きょうはそれは許されません。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

確かに、困っておられる、そういった方々いらっしゃると思いますけれども、本当に申しわけないんですが、制度上、後払いということになっておりまして、そのようにしているところでございます。済みません。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

制度はそのようになっているわけですが、前にも議員からも何回も質問いただいているわけですが、私はこの該当の子供たち、できるだけたくさんといいますか、該当になれる子供さんは、この就学援助の制度を活用していただきたい。そのための広報といいますか、啓発といいますか、あるいは学校で理解を得るための、そういう会合等で浸透といいますか、そういうものを強くやってきたつもりでおります。これ市報にもこのことは載せていたと思います。

そういうことで、議員おっしゃる、あとまだ、そういう広報的な活動で、できるだけそれを活用していただくようなことで、その分はかなり前進をさせていただいて、私なりに努力をしてきたと思いますが、この制度については、ちょっと現行制度でやっていく以外ないかなというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

簡単に済みませんで済まん問題なんですよ、本当に。今、現実にはいらっしゃるんですよ。

この方はじゃあどうしたらいいんですか。銀行貸しませんよ。仕事はない、母子家庭、銀行にあんた50千円でも100千円でも借りに行ったら貸してくれませんよ。じゃあ教育委員会は、その方サラ金でどがんしゅうあんもんやおっしゃるんですか。サラ金に駆け込んでいいんですか。そういう形をしないと、今、制服買えないんですよ、運動靴買えないんですよ。それを、制度だから仕方ありません、制度は皆さんでつくるわけですから、国の制度はそうであろうと、ここはそういう取り扱いをしますよと、就学援助金が出てからでいいですよというような、せめて入学のお祝いにできませんか、そのことが。じゃあもし、それができないなら、その人にどうして制服やらかばんを買いなさいと皆さんおっしゃいますか、言ってください、ここではっきり。それが、あなたたちのおっしゃることがよかったら、私はその人にそう言いますよ。

そうでしょう、皆さん考えてください。どこからも出んとですよ、みんなで変えましょうや制度を。そういう人たちのために、この就学援助金あるんですよ。修学旅行に行く前に、お金を借りてこんぎ払われん。そいから、後からお金の来る、サラ金から借りてまで行かんでいっちょきんしゃい、腹の痛かて言うていっちょきんしゃいて言わんばらんとですよ。

そういうことが許されますか、子供たちに。ましてや、絶対行かんといかん義務教育の中学校ですよ。そういうのに対して、制度ですから申しわけありませんで、頭を下げれば済む問題じゃないんですよ。じゃあどうしたらいいか、具体的に言ってください。その人はどうして制服を買って、靴を買って、自転車を買って、中学校に行ったらいいのか教えてください。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

教育的な配慮という面で、私たちなりに一生懸命やっではいるわけですがけれども、やっぱりそういう方々にできるだけ相談にきちっと応じるとか、丁寧に対応して、そして事前にそういう事情というのは、十分私たちなりにつかむように努力をしております。

結果的には、その人そのものには、相応の対応ができますので、今はやっぱり全市的にそういうことで、結果的には同じような取り扱いになるということをぜひ、私としては、そういう情報等の広報の充実も含めまして、そのような対応をしっかりとやっているということで、何とか私たちの対応としては御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今で私は答弁になっていないと思います。私は、その人に今、あなたがおっしゃった、こうすっぎよかけん、もう安心して中学校行ってよかよと言えませんが、今の言葉では。皆さ

ん言えますか、今の言葉で。

確かに、就学援助制度を受けやすいように、いろいろ努力されてきたのはあると思います。しかし、せっかくそこまでやったんですから、それをより生かすように対応していくのが、私は行政の仕事だと思うんですよ。ですから、これが来ないわけじゃないでしょう、就学援助制度が該当するわけですから、1カ月か2カ月したら来るわけですから、それまでの間を何とか保障していただくと、出すことできないんですから、その人サラ金に駆け込まんぎ持ってこられんわけですからね。100千円サラ金から借ってみんですか、その金がどがんなっと思うんですか。ましてや今、仕事についていらっしゃらないんですよ、そのお母さん。じゃあまた来月、そのお金を返すために、もう一遍サラ金、こっちから借らんばらんですよ。子供を中学にやるために、1回借りたサラ金ですずっと苦しんでいかんといかんわけですよ。そういう状態が生まれようとする人が、たまたま私が今、その人をキャッチしましたが、あちこちいらっしゃるんですよ、そういう状況の人はね。

だから、何とかここで、今回就学援助金をいただくようになっている人は、4月の時点で、出てからでお払いはいいですよという対応をしていただくということを、私はここで言っていたきたい。そうせんと、中学にやられんしやれんですよ。もう金んなかけん買われんてね、制服着らんで行っていいんですか。そういうわけいかなでしよう。

それこそ、自転車の話じゃありませんが、制服も着らん、何も持たんで行くような、ますますそういうことあっちゃいけないけれども、大変な事態が生まれることだって考えられるわけですからね。どうなんですかね、その辺。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

やっぱり子供たちが中心でありますので、今、私がかねがね指示をしているのは、いろんな面で、今の経済的な面もそうですけれども、心の面、あるいは家庭環境、あるいはいろんなそれぞれ問題を抱えております。それを、いかに正確に隅々までキャッチをするかということが学校では一番大事なことです。そのあたりを、きのう校長会をいたしましたけれども、いま一度、現時点における最新の状況を、子供たち個々についてつかむようにということで指示をしておりますので、そういう中で、より精度の高い、正確な個々の子供たちについての情報をつかんで、それなりに心の面からでもフォローをしながら、あるいは相談に十分応じながら、そういうことで、私たちとしてはでき得る支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

隅々の子供たちのことをキャッチしたって、現実的な問題に対応できないでは何もならないですか、せつかくそれだけのことをしてね、子供たちの実態をつかんだってさ。こういう子供たちがおるのがわかっているのを、ただ心の問題だけでさばかれる問題じゃないわけですよ、これは現実的に。そういう状況だと思うんですよ。

だから、最低今からいって2カ月でしょう。4月に就学支援が出たらね、それを利用すればいいわけですから、そこんところの対応ができるようなことを、教育委員会で思い切ってやってみませんか。鹿島市もよそに先駆けてそのくらいやっていいじゃないですか。そのくらい温かい教育委員会になってくださいよ。努力されているのに、肝心なところでつまずきしないでくださいよ。私は、そのお母さんに何と言っていいかわかりませんよ。なかない、やらんでいっちょかんねと、本当に言わんざどがんしゅうなかですよ。

そういう状況です。わかりました。あとはまた別室にてお話をしたいと思います。

次に移りたいと思います。

そういうことで今、鹿島市でも、今から希望を持って学校に上がろうとする子供、その子供を持つ親が非常に苦しんでいる状況です。だから、市の予算というのは、その年度内の予算を私は十分に使っていただきたい。そして、そういうのに利用していただきたいと思うわけですが、戻りますが、48ページ。

今回また積立金が増額になっております。233,000千円、これを言いますと、いろいろ財政の性質があるからとか、いろいろあると思いますが、私は市長はいつも後世に、孫たちや子供たちにとというようなこともよくおっしゃいますが、孫たちや子供たちもそうなんです、今の現在の子供たち、また市民の人たちも、今まで話したようにいろんな問題を抱えて生活しているわけで、私はこういうお金をやっぱり現実的に今、私がお話ししたようなことを初め、いろんな市民の今の生活の中で、ある程度利用してもらいたいと思うわけですよ。230,000千円貯金するのがあれば、この中から幾らかはそういうのに回しながら、財源を利用すること。本来なら、その年の予算というのは、その年で消化をすべきだと私は思っていますがね。そういうことで、私はここで230,000千円もの財源を貯金に回さなくてはいけなかなと思っておりますし、先ほど言ったような者に財源を回すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

私のほうからお答えをいたしたいと思います。

これは説明資料の中でも御説明をいたしました。確かに今、議員がおっしゃるように、単年度中に使っていく、そういうものはそういう形で残しているつもりでございます。

ただ、今回、基金のほうに積んでおります、減債基金は先ほど御説明いたしましたように、県からの交付金を積んだものでございますので、それ以外の公共建設基金なり財政調整基金、これはどうしても今の国の状況が不透明で見えにくい部分もございます。

それから、公共施設建設基金につきましては、先ほどもどなたかからの御質問がございましたが、学校の改修計画、あるいは公共施設の改修計画、これも、かなり今の基金額ではとても足りないぐらいの金額が必要となります。そういう意味での積み立てを今回行っているところでございます。

財政調整基金は、基金の目的が後年度の財政負担に備えるということもございまして、今年度も実は取り崩しをしております。そういうことがございますので、後年度に備えるということでは必要な基金だということでの積み立てを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、議案説明資料の47ページをごらんください。

ここの47ページの表の一番右の下、これは昨年からふえたか、減ったかということでございますが、昨年よりかは16,576千円減っております。

それから、先ほどの財調は、これは最終的に黒字が出た場合に、その半分相当を財調に積むというのは、これはルールでなっております。

それからもう1つは、今この3月の議会の段階になって初めて、このあたりがプラスになるか、マイナスになるかということが明らかになるわけですし、この前の12月議会の時点では、これが果たして黒字になるか、赤字になるかということは想定できません。結果、こういうことになったということでもありますので、その3点申し上げたことを組み合わせて考えていただければ、赤字食らうということは避けたい。しかし、できるだけその年度には使い切るように努力をしている。こういうことで、決して昨年度よりか基金全体としてふえているということとはございません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

毎年のことですが、年度当初、国からどれくらい来るかわからないというようなこと言いながら、全体的な予算が立てられておりますよね。そして、中途、年度最終版にこれだけ来ましたからということで、これまでも、そういうのが市民の暮らしに直接利用されるんじゃないくて、基金積立金として、今までも入れられてきたことが多かったと思うんですよね。

だから、大体の見通しはわからんけど、今まで見通しが立たんけんていうて、赤字になる

ような、そういうひどいことはなかったと思うんですよ。ある程度、私はその辺は見込みながら、市民の暮らしに回さんといかんわけですが、年度当初は徹底して、そういうわからんということで、市民の要求は踏みにじられてきているという状況。

ですから、中途とか最終的に、そういう予算の余裕ができた場合には、やっぱり積み立てまして、それなりに市民の暮らしにもやっぱり返していくという、このことが私は必要だと思うんですよ。ましてや、今、私が申しましたせっぱ詰まったような問題がたくさん起きているさなかで、一方ではどうしようと、毎晩眠れないような日を過ごしている人がおると思えば、後世のためにということで230,000千円を貯金していくというような、そういう状況じゃなくて、やっぱりこれは今初めてのことじゃない、これまでもずっとそういう形で来たわけで、市長としては借金を返して、こういう健全なものになりましたという、そのことはおありだと思いますが、しかし、やっぱりどうであっても、今、生活している人、今ここでどうしようと困っている人たちに返すのもあなたの仕事なんですよ。だから、その辺は何とか考えていくべきじゃないかと思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

当初予算を、財調を1億円崩して、それを投入してバランスをとって予算を組んでいます。それで財調に1億円戻したと。起承転結の「起」と「結」を論じればそういうことで。そして、しかも、昨年度より基金がふえているわけじゃない、若干は減っている。だから、申されるように、この年度で余ったとかなんとかいうことにはならないと思うんですけどね。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

最後にします。私はどうしても、きょうここで、市長も含めて、これから進学をする子供、入学をする子供が、本当に学校に行けてよかったというような対応ができるように、ぜひ、市長のほうも、教育委員会のほうも一緒になって、先ほど私が申しましたことについて、何とか考えてください。特別の貸付資金だっていいでしょう、それは、奨学金が出るまでのね。何とかしてくださいよ。そうしないと、せっかくの進学ができないんですよ。子供を泣かせていいんですか、市長、そういうことがあっていいんですか。私は許せません。何とか教育長のほうとも話して、市長、力をかけてくださいよ。あなたの最後の仕事です。お願いをして終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ここで10分程度休憩します。午後2時30分から再開いたします。

午後2時19分 休憩

午後 2 時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第12号に対する質疑はほかにございませんか。1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

定例会議案説明資料の41ページと42ページなんですけれども、お尋ねをいたします。

昨年からの国の経済対策に伴いまして、市のほうでも随時経済対策に取り組んでこられたと思いますが、その中で41ページの1 番の地域情報基盤整備事業、42ページの1 番、こちらも地域情報基盤整備事業という形で、非常に経済対策の中で地域情報基盤整備事業のほうを積極的に取り組んでこられていると思いますが、この整備内容は今のところどのようなようになっているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

情報基盤整備事業につきましては、従来からの御質問にもお答えいたしておりますけれども、鹿島市といたしましては、ケーブルテレビ網を使いながら、情報基盤整備をしていくということでやっております。そういうことをございますけれども、なかなかやはり民間ベースでの整備でございますので、山間地部分での進捗がなかなかいかなかったというのが現状でございました。

そういう中で、国とか県、それから、こういう交付金事業が充当できるというふうなことでございましたものですから、19年度から公設民営という形の中で、中山間地の不採算地区につきましては、市のほうで基幹整備を行いまして、配信についてはケーブルテレビ網のネット鹿島さんをお願いをするというような形で今、鋭意努力をして整備しております。

そういう中で、現在、平成21年11月末現在でございますけれども、今、ケーブルテレビの我々が考えています敷設対象世帯数に対しましての、この基盤整備の普及率というのが98%になっておるところでございます。これが今、今度お願いいたします22年度に繰り越します事業を完了しますと、最終的には98.6%、一部まだ基本的には共聴設備でのテレビを選択される地区も残りますので、その部分を除きますと、もうほぼ100%の基盤整備になるというようなところがございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

もう1 点。それでは、そのケーブルテレビの普及率の現状はどのくらいになっているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

先ほど申しました全体的なカバー率の分母をいたしまして、現在整備が済んだところではないでいただいている加入率でございますけれども、これは先ほどの21年11月と同じ時点で39.4%でございます。大体これが例年、二、三%ずつふえていっておりますので、もうちょっとふえていくとは思いますが、現在のところは39.4%ということになっております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

もう1点質問をいたします。

同じ資料の34ページですけれども、これは毎回、私は質問をしてきましたが、投資的経費、公共事業を今回、補正の第7号で1,529,000千円になっていると思います。

通常が非常に財政的に厳しかったんで、10億円前後であったと思いますが、今回、最大限経済対策を活用されて、この額になってきていると思いますが、市長としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の国の補正によって、いわゆる一般財源を余り伴わないということで、事業総額は15億円を超えておりますが、一般財源ベースでいいますと、投資的経費で362,000千円。これ実は、この予算を組む段階では4億円は超しております。先ほど言いましたように、ちょっと大きな落札減等々がありまして、結果的にはこういうふうになっておりますが、あくまでも4億円というのはクリアするつもりでやった、その結果であります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は、ただいま審議をいたしました議案第12号には反対をしたいと思います。

今、市民の暮らしぶりというのは、これはもう全国同じですが、大変な状況下にあると思います。そういう中で、やっぱり市民のそれぞれの暮らしをいかに少しでもよくしていくか

という形のことが今、大事なわけですが、先ほども私は論議の中で申し上げましたが、間もなく学校に上がろうとする子供たちの家庭の苦しさ、また、商売をする人たちの、本当に毎月毎月の年月をどうして乗り越えていこうかということで頑張っておられる商店の人たち、農家の人たち、いろんな生活の苦があるわけですが、そういう中で、少しでもその人たちがプラスになるような予算の使い方をしていかななくてはならないと思います。

具体的には申しませんが、財政が非常に厳しいということはわかりますが、そういう中で、どういう状況であろうとも、230,000千円の積立金、このことについて、私はどうしても納得いかないわけです。

すべてを積立金にしなくても、その一部を市民の暮らしの今の生活にどう使っていくかということを十分に議論しながら、そして対応していくことが、私は今、必要だったと思いますので、私はこの補正予算には反対をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第12号 平成21年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第13号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第13号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

議案書は30ページでございます。

今回の補正は、経常経費、建設事業費の確定に伴いまして、充当財源の増減調整及び繰越明許費についてお願いいたしますのでございます。内容につきましては、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成21年度鹿島市の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところに

よるといたしまして、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,820千円を減額し、それぞれ1,572,095千円といたすものです。

第2項 歳入歳出予算の補正は2ページ、3ページの第1表のとおりでございます。

第2条 地方自治法の規定により翌年度に繰り越してお願いする経費は、4ページ、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。今回、2件お願いをいたしております。

まず1件は、地元協議に不測の日数を要したということ。それからもう一方は、工事を始めまして、土どめ擁壁の対策に不測の日数を要したということで、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、平成22年度に繰り越して使用することをお願いするものでございます。

議案説明資料の48ページをお願いいたします。

この説明資料の48ページのほうに、繰越明許費の財源内訳及び各変更事由について記載をし、添付をいたしております。御参照ください。

戻りまして、第3条 地方債の補正は、5ページの予算書の第3表のとおりでございます。

次に、説明資料をお願いいたします。説明資料の6ページから7ページは予算事項別明細書です。

8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1款1項1目、下水道費負担金は110千円を減額補正で、負担金徴収分が減額となっております。

9ページをお願いいたします。

4款1項1目、一般会計繰入金14,810千円の減額は、市に公債費の減額分で、維持管理費も減額となりました。

10ページをお願いいたします。

7款1項1目、公共下水道事業債20,900千円の減額は事業債で、特に繰上償還借換債でございます。

11ページをお願いいたします。歳出について御説明をいたします。

1款1項1目、総務管理費、節では各増減がございますけれども、補正額はゼロということで処理をいたしております。

2目、維持管理費は2,150千円の減額でございますが、これは委託料の確定によるものでございます。

3目、浄化センター費は4,823千円の減額をお願いいたしております。ここで、需用費は修繕費及び電気料の削減が主で、委託料など決算見込みでございます。

13ページでございますが、1款2項1目、建設事業費は21,863千円の減額となっております。これは、事業費確定により工事請負費が主たる減額でございますけれども、委託料、補償費等も減額となっております。

14ページをお願いいたします。

2款1項1目、元金は借換債、元金償還の減の確定と、2目、利子は償還金利子及び割引料など、利子確定による減額でございます。

それから、15ページから16ページに給与明細書、その他手当など、17ページには、地方債に関する調書を添付いたしておりますので、ごらんください。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

補正予算書の第5号の13ページの公共下水道費の建設事業費に絡んで質問をいたします。

最近、大字納富分区の公共下水道の工事がずっと進んできておりましたけれども、実際、いろんなところで工事がなされて、私が車で通るたびに思っていたのが、まず道路を掘り起こすわけですから、それに伴って道路ががたがたになっている。それは私だけではなくて、もういろんな方からそういう声をいただいておりますけれども、1つ、一番ここはひどいなど思ったのが、末光地区と馬渡地区のある藤ノ森団地というのがあります。ここの中の道路が非常にがたがたになっているんですね。先週、担当の方にちょっとお伺いをしまして、これだけちょっと道路が荒れているんだったら、これは後からきちんと整備をせんとつまらんですよという話をしたんです。そしたら、ここは何とかかなりますかという質問をしたら、何とかきれいにしますということを議場の外でそういうお答えをいただいたんですけれども、実際に議場の中できちんとお答えを聞いておかないといけないと思ひまして、質問をいたしました。亀井課長、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

徳村議員の御質問にお答えをいたします。

先般お尋ねでございましたので、室外のほうでそれをやりますよということでお話しはしたつもりだったんですけれども、実際、団地内の道路なんかになりますと、開発業者が舗装関係をやっていますので、舗装厚も薄くて、舗装の下のほうの基盤関係についても、我々が通常市道とかを設計するような頑丈さはないんですね。そういう中で、私たちが今回のように掘り進んでいきますと、どうしても掘った以外の舗装まで荒れるという状況がございます。

そういうことで、掘ったところを今のところ、その状態にしときますのは、しばらく置いていないと自然転圧がしないということで、しばらく置きますけれども、最終的にはうちの工事でこれは破壊したんだなというような地点については、すべて舗装をし直させていきま

すし、現状であそこの藤ノ森団地のほうは修復をするようにしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

それはいつごろかというのはまだわからないんですよ。はい、わかりました。そこはきちんとやってください。

そして、もう1点ですけれども、道路に隣接する建物が近いところを、これも場外で話した話ですけれども、3メートルぐらい掘るということで、例えば隣接する建物、例えば、これがコンクリートで3階建て、4階建てになってくると、どうしてもそれが傾いたりとか、ひびが入ったりという、その建物に対する影響が出てくる場合もあると思うんですけれども、そういった場合の補償というのはきちんとできるのかどうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

今の御質問は多分場内ではなくて、委員協議会でじゃなかったかと思えますけれども、我々工事をするときに、掘削をしますよね。やっぱり3メートル近くの深さを掘りますと、どうしても両サイドに影響が出てきます。したがって、掘削をした場合の影響線というものを考えて、その影響したものについては補償をしていくということをやっております。

御指摘の箇所については、国道から側溝を通じて民地に入っているというところで、側溝が1センチか2センチぐらい離れているというような状況が見られます。ここについても修復をしていくということで、その関係者の方ともお話をしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第13号 平成21年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6．議案第14号 平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは議案第14号、議案書は31ページでございますが、お手元の補正予算書により御説明いたします。

平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から115,423千円を減額し、補正後の総額を4,354,831千円としたものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから6ページまでは、今回の補正の集計表でございます。

7ページをお開きください。

7ページと8ページは、事項別明細書でございます。

9ページをお開きください。

これより補正予算の内容について御説明をいたします。

まず、歳入でございます。

国民健康保険税は、総額で16,100千円の減額でございます。1次産業の不振など、市内の経済状況を背景として減額になっております。一般被保険者で22,800千円という減額になっております。

10ページをお開きください。

10ページから11ページは国庫支出金でございます。医療費の決算見込みによる増減でございますので、内容については説明欄をごらんください。

12ページをお開きください。

療養給付費交付金でございます。これにつきましても、医療費の決算見込みによる補正でございます。

13ページをごらんください。

13ページから14ページは県支出金でございます。医療費等の確定に伴います補正となっております。説明欄を内容につきましてもごらんください。

15ページをごらんください。

共同事業交付金につきましても、決算見込みによる減額でございます。

16ページをお開きください。

16ページは基金繰入金でございます。9月の補正予算で、出産費資金の補正を行いまして、基金を廃止しました。2,000千円の基金の財源がございますので、基金を廃止し、基金からの繰入金として、ここで補正後の額で2,000千円を計上いたすものでございます。歳出につきましては後ほど出てまいります。

17ページをごらんください。

17ページは一般会計繰入金でございます。これも決算見込みによる増減となっております。

18ページ、19ページにつきましては、内容をごらんください。

20ページから歳出でございます。

まず、総務費でございますが、ここはいわゆる事務経費です。決算見込みによる中身の増減による補正でございます。

23ページをお開きください。

23ページから26ページ目は、保険給付費の補正でございます。医療費の決算見込みによる増減であり、総体的には減額というふうになっております。

27ページをお開きください。

27ページは、後期高齢者の支援金等でございます。補正はなく、財源の組み替えでございます。

28ページをお開きください。

介護納付金でございます。これにつきましても、財源の内訳の補正でございます。

29ページをごらんください。

共同事業拠出金でございます。決算見込みによる減額でございます。

30ページをごらんください。

30ページは、保険事業費、特定健診等の事業費でございます。平成20年度は44.1%を最終的に受診率として達成をいたしております。20年度につきましては、新型インフルエンザの影響等もございますが、目標であります40%を達成できるものというふうに思っております。決算見込みによる減額補正でございます。

33ページをお開きください。

33ページは予備費でございます。

以上のような歳入歳出を調整いたしまして、予備費につきましては11,659千円の減額ということになり、補正後12,650千円というふうになっております。

34ページ以降は、給与費の明細書でございますので参考までにごらんください。

以上で説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

質問します。ただいまの説明の中で、9ページにおきまして、国保税が16,100千円の減額補正されていることが説明になりました。これは、理由として、1次産業の不振などだということでおっしゃっておりますが、実は今、国保税に関しては1次産業のみならず、ほかの部門におきましても、非常に厳しい状況があるのはもう十分御存じだと思いますがね。

そういうことでお尋ねをしますのは、今、国保税が払えなくて、例えば、分納をするとか、それから、先延ばしで待ってもらってすとか、いろいろ相談をすれば、相談に乗ってもらっています。税務課よく対応していただいておりますがね。それはそれでいいわけですが、今、全国的に見ますと、国保税の問題は全国的にも大きな問題で、どこの自治体も大変な状況にあるようですが、そういう中で、今は鹿島市の場合は、国保税の場合は前年度の収入によって税金が決められているわけですね。それを今、自治体によっては途中で、例えば、20年度で決められているわけですが、21年度途中で仕事をなくして、どうにもできないという人たちは、その実情に合わせた形での保険税の対応をするというような自治体も生まれてきていることは御存じか、御存じないかわかりませんが、そういうことあっているんですよね。

やっぱり、前年度の収入といえども、今、仕事がなくなってしまうたら、もうどこからも収入がないというようなことで、保険税が払えないという事態にありますので、そういう形の対応というのは、今から非常に重要になってくると思いますし、そうすることによって、高額じゃなくて、その人たちが払える状態の保険料に変えていくということで、対応ができると思いますが、その点についていかがお考えでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

原則は前年度の所得です。これは変わりありません。これは新年度の予算の折も説明をすることになるかと思いますが、非自発的な失業者、例えばリストラとか、会社が倒産したとか、そういった方につきましては、鹿島市の場合も平成22年度の予算からは一定の軽減措置を行うように、これは全国的な制度として、新年度までにはそういった制度が創設できるものというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひ、本当に今の状況の中で、大変な事態が起きてきているわけで、どうせ払いきらんけ

んという人もありますし、ある人は、もう何はさておいて、保険税だけは払っておりますという方もいらっしゃいますし、いろんな人があるわけですが、その辺の実態をよくつかんで、それに合うような対応をぜひしていただきたいと思います。特に、やっぱり前年度収入が多かったからといって、その分蓄えていく余裕は今、ないわけですからね、それぞれが。ですから、もう途端に仕事がなくなると、もう手元には生活するお金もないというような事態があるわけですが、そういう中で、私はいつも申し上げておりますのが、資格証明書の発行ですね。市としては、悪質な滞納者には資格証明書を発行する。

これは、21年度の6月現在の資料しか、これは県のほうからとったんですが、手に入っておりませんが、鹿島市の場合は、その時点で国保世帯が4,892世帯、滞納世帯が1,297世帯、その中で、72世帯が資格証明書の発行ということですが、鹿島市は72世帯も悪質な方がいらっしゃるかと理解すべきでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えをいたします。

議員申されますように、国保証の短期あるいは資格証の発行については、毎回納税相談会を通じて判定をいたしているわけですが、今おっしゃられた数値については間違いございません。それで、これが悪質かどうかというとらえ方については、ちょっと中身についてもう少し分析しないとわかりませんが、ちょっと私のほうで、まだ十分に把握をいたしておりません。

毎年の傾向といたしましては、6月は年度当初の時期でありますので、年度当初はかなり厳しい状況の判定基準の中で判断をいたしているのが実情でございます。それで、年度末につれて対象者の数がだんだん少なくなっているというのが通常のご状況でございます。

それから、先ほど生活実態が厳しい中での国保税の云々ということと言われたわけですが、鹿島市には減免に関する規則というのがございまして、生活保護、あるいは失職とか、公的年金、そういったものによる生活困窮者については、減免措置を講じております。

それで、21年度の状況で申し上げますと、国民健康保険税については、今、申し上げました理由に該当されるということで、7割、5割、2割軽減のほかに、4件については、減免措置を講じているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまいろんな説明をいただきましたが、確かに対応していただいているのはわかります。ただ、先ほど申しましたように、仕事がなくなり、それが長期に続いてきているわけで

すよね。そうなりますと、やっぱりその時点に対応した、ただ単に、特別な対応ということじゃなくて、その実情に合わせた保険税を試算するというようなことも大事だと思うんですよ。

やっぱりいいと言われても重荷に感じる人あるわけですよ、そういう面ではね。だから、ぜひ、そういう形でお願いしたいと思います。

それから、資格証明書の発行ですが、やっぱり私はいつも申し上げておりますが、これは国が義務づけたというのがあります、そういう国が義務づけた中でも、自治体によっては、県内でも8自治体ですか、資格証明書を発行していない自治体もあるんですよ。これはやっぱり、国保証というのがまさに健康と命の問題だということが原点になりまして、そこが滞納者が不在でなくて、滞納者あるんだけど、資格証明書の発行はやっていないという、そういう自治体も、県内でも出ているわけです。もちろん、そういうところ、短期を発行しているところもありますよ。短期はありますが、資格証明書については、まさにそのような状況の中で対応されておりますので、やはり今のような状況ですので、ぜひ、その辺は実情に十分合わせて対応していただきたいと思います。

本当に、ちょうどきのうもでしたけど、1カ月ぐらいぐあいが悪いという人に、病院に行かんといかんよと言いましたけど、病院に行かれてなかったかどうかわからなかったんで電話をしたら、行っていないというわけですよ。行かんといかんと思う、そういう状況だからと言いましたら、やっぱり子供の給料が次出るまではお金がないんだとおっしゃるんですよ。そういう今の状況もあるわけですので、ぜひ、特に健康、命の問題については、そういう面で十分な対応をしていただくことをお願いしたいと思います。

今の現状でいろいろ御相談に乗っていただいているのはわかりますよ。ありがたいと思っておりますが、やっぱりもう1つ進んで、その面で、皆さん方、これ簡単に行かないままあると思いますので、皆さんたちの今後の協議の上で、よりよい制度として生かしていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

1点だけ質問をいたします。

補正予算の第4号の25ページの保険給付費の出産育児一時金で直接支払制度を利用された方というのはいらっしゃいますか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

一時金でございますが、ちょっと今、手元に資料を持ってきておりません。後ほど内容に

つきましてはお知らせいたしたいと思います。済みません。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

資料がちょっとないということで、これから先は質問できませんけど、先ほどからも松尾議員おっしゃるように、非常に市内の状況は皆さん厳しいものがあります。その中で、こういう制度ができたということは非常に素晴らしいことだと思います。ただ、今、御答弁いただけなかった分がありますけれども、何人ぐらい使用されたかということで、その状況というのもやはりわかってきますから、できるだけこういう議場で、その資料がわかるように、用意をしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第14号 平成21年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第15号 平成21年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

引き続き、お手元の補正予算書により御説明いたします。

議案第15号 平成21年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）でございます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から12,493千円を減額し、補正後の総額を11,951千円といたすものでございます。

老人保健制度につきましては、平成20年度にスタートいたしました後期高齢者医療制度に移行し、制度自体は廃止をしております。平成20年度までの医療費を精算するため、移行期間として存続をしているものでございます。予定としては、少なくとも平成22年度までは、この老人保健特別会計を存続するというようになっております。

2ページをお開きください。

2ページが集計表ですので、まず、ここで全体の御説明をいたします。

まず、3ページの歳出でございますが、医療諸費が減額をいたしまして、4,212千円が20年度医療諸費としてまだ残っていた部分でございます。

この歳出を賄うために、2ページの財源として支払基金交付金の補正後2,039千円、一般会計繰入金1,704千円を財源として充て、総額として11,951千円、そういうふうな構造になっている状況でございます。

4ページをお開きください。

4ページと5ページは事項別明細書、6ページからが歳入でございます。補正の中身でございますが、先ほど申しましたように、20年度分の医療費の精算ということで手当をするものでございます。内容につきましては、説明欄をごらんください。

最終的には、鹿島市も来年、22年度まではこの会計を存続いたしますが、23年度以降はどうするかにつきまして、また今後、状況を見ながら判断をいたしておきたいというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第15号 平成21年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第16号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8．議案第16号 平成21年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

引き続き、お手元の補正予算書により御説明をいたします。

議案第16号 平成21年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から29,767千円を減額し、補正後の総額を341,493千円といたすものでございます。

2ページをお開きください。

2ページと3ページが全体の集計表でございますので、まずここで御説明いたします。

まず、2ページ目が歳入でございますが、保険料と一般会計繰入金が減額ということになります。これに伴いまして、3ページの歳出ですが、広域連合への納付金が連動して減額を行うというふうな構造になっております。

それでは、補正の中身につきまして御説明をいたします。

4ページをお開きください。

4ページと5ページは事項別明細書でございます。6ページ目から歳入説明です。

まず、保険料でございますが、全体で27,709千円の減額で、補正後は217,459千円でございます。まず、この補正の減額の理由でございますが、20年度に引き続き、通常、保険料には7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがございます。21年度もこの7割軽減を8.5割軽減と9割軽減という、そういった軽減措置が継続して行われました。その影響で、この部分が納税の軽減が行われた、そういった状況で、総額で27,709千円の減額というふうになっております。

7ページ、8ページ以降は、決算見込みによる歳入の増減でございますので、内容は説明欄をごらんください。

10ページをお開きください。

10ページ目からが歳出でございます。

総務費は事務経費でございます。これも決算見込みによる増減であります。

12ページをごらんください。

12ページ目は広域連合への納付金でございます。先ほどの保険料の減額に伴いまして、納付金が減額されるものでございます。この減額した額につきましては、国のほうより補てん

が行われます。そういった制度になっています。

13ページは給与費明細書でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

お尋ねをします。

ただいま保険料の減額については減額措置があったということですが、その下に滞納処分などというのがありますが、後期高齢者医療制度の中で、滞納者というのは鹿島市でどれくらいあるんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

21年度はまだ決算を迎えておりませんので、20年度でいきますと、未納の方が50名、金額としては1,500千円程度でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

後期高齢者に該当する人たちというのは、病院なんかもかかる率が多いと思いますが、後期高齢者医療制度がつくられてからと、その前とで病院にかかる割合というのは、その対象者ではどのような形で変わったことがあったのか、それとも変わらないのか、その辺いかがでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

20年度から、この制度で佐賀県内統合されておりますので、なかなか前の数字と比較することができませんが、大体毎年、医療費自体は二、三%ずつ伸びているという、そういう状況です。

後期高齢者に限って申しますと、ここに手元でございますが、1人当たりの医療費ですが、18年度は918千円、19年度938千円、20年度が948千円、21年度は980千円、そういった1人当たりの医療費としては、そういったふうに伸びていっている、そういう状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの報告では、1人当たりの医療費は伸びてきているという御答弁がありました。が、実はある時、病院の先生とお話しする中で、お年寄りの人たちが病院にかかりにくくなってきていると、そういう状況があるんだというお話を聞いたんですよね。それとこれとしますと、ちょっとちぐはぐな感じがしますが、ただ、これは1人当たりということですから、医療費が高い人もあるわけですから、人数でいかないと状況がわからないと思うんですよね。その辺の実態というのはつかまれていますか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

20年度から75歳以上の方の制度が統一をされまして、その前の数字との比較というのがまだ十分に行われていない状況でございます。

私どもも広域連合のほうにも、なるべく統合前と比較ができるように、そういった資料をお願いして、そういう状況でございます。今のところ、まだ十分な分析資料が手元にないという、そういった状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

先ほど未納の方が50名ほどで1,500千円ぐらゐの金額で説明がありましたが、未納の方たちはどういう対応をなさっていますか。例えば、この方たちも病院には自由に行けるような状態が作り出されているのか。

後期高齢者制度の中にも、資格証明書の発行というのはあるわけでしょう。その辺の実態をお知らせください。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

未納の方には、毎月月末に私どものほうより訪問をいたしております。やはり高齢者の世帯とかが多いですので、納付書が来とっても郵便物に紛れてわからなかったとかいうことで、意図的に滞納という方は余りいらっしゃらないような状況ですので、月末に毎月訪問をやっています。

資格者証につきましては、一応制度としてはありますけれども、今のところ資格者証を発行する、そういった予定は今のところまだありません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もともこの後期高齢者医療制度については、年齢で人を差別するような医療制度はいけないというようなこともありまして、全国的にも廃止をすべきだという、そういう世論が高まって、前は参議院で制度を廃止する法案が通りましたよね。しかし、衆議院でそのまま、私たちは新たな政権ができたことによって、これもまた衆議院で通ることを信じておりましたが、今のような状況で、まだすぐどうなるかわからないというような事態があるわけですね。

私はぜひ、そういう中で、まだ実態が十分に把握されていませんが、私が先ほど言いましたように、全体的な数字の動向だとか、皆さんたちの実態というのをぜひ早い時期に調べてもらいたいと思うんですよね。

病院にとにかく今、年金30千円、40千円の人たちとかが生活されている実態たくさん見ておりますが、本当に食生活にしても、いろんな問題にしても、今の時期にこれでいいんだろうかというような状況の中で生活されている。しかし、こういうのは絶対に出していかんとかん。どんなに割引があったにしても、その分を出さんとかんけれども、それが非常に厳しい状況というのが今の実態なんですよね。ですから、ぜひ、そういう状況をつかみながら、じゃあどうしていかなくちゃいけないか、もちろん、これはもう全面的に廃止をすることが大事だと思いますが、その辺を、今の中でどうするかということも、実態が十分にわからないと、何を取り組んでいいかわからないと思いますので、その辺については、県の動向もあるでしょうが、市は市としての対応をぜひしていただきますことをお願いして終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第16号 平成21年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第17号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9. 議案第17号 平成21年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議案第17号 平成21年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書をごらんください。

1 ページをお開きください。

第1条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,703千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,886,811千円といたすものでございます。

内容につきましては、4 ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第17号 平成21年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第18号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第10. 議案第18号 字の区域の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

それでは、議案の説明に入りますが、まず、市議会定例会議案書の35ページ、36ページのほうをお開きいただけますでしょうか。あわせて、市議会定例会議案説明資料の49ページと見合わせながら、説明をさせていただきます。

今回、字の区域の変更の議決をお願いいたしますのは、能古見の大野地区と古枝の鮎越地区の2カ所でございます。

この2地区につきましては、現在、県営中山間地域総合整備事業による圃場整備を実施いたしております、その区画整理工事の関係で字界となっております里道や水路などの形状が変わり、字界を変更する必要性が生じたために、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

35ページの表の左側に区域を変更する字の名称を掲げております。右側のほうにはその字に編入する区域を掲げております。大野地区におきましては、大字三河内字谷深、大字三河内字大野、大字三河内字瀬渡の3地区が該当いたします。

鮎越地区におきましては、古枝字西田代と次のページになりますが、古枝字東田代が変更となっております。

議案書はこのままで、別冊の説明資料の49ページをお願いいたします。

このページは大野地区の圃場整備の位置図でございます。大野公民館の下のほうになっております。

次のページをお願いいたします。

こちらは大野地区の字界の変更図です。青色の線が旧字界で、赤色の線が新字界となっております。緑色で塗っているところが、字界が変更される区域であります。

議案書35ページの大字三河内字谷深には、この字界変更図でいきますと、上のほうになりますが、大字三河内字大野戊の530番1の一部及びこれに伴う道路の一部と、戊の531の一部並びに580番の3の一部が編入をされるということになります。

以下、同じように表示をいたしておりますので、一つ一つの説明は省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

こちらは鮎越地区の位置図でございます。西田代堤の上のほうになります。

次のページをお願いいたします。

こちらは鮎越地区の字界変更図であります。同じく青色の線が旧字界で、赤色の線が新字界、緑色に塗っているところが字界が変更される区域であります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第18号 字の区域の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。次の会議は明10日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時37分 散会